

埼玉県立長瀬げんきプラザ  
指定管理者募集要項

[令和2年7月]

埼玉県教育委員会

## 目 次

1	指定管理者の募集について	－ 3 －
2	施設の概要	－ 3 －
3	管理に当たっての条件	－ 4 －
	(1) 指定管理者が行う業務内容	－ 4 －
	(2) 管理に要する経費	－ 5 －
	(3) 指定予定期間	－ 6 －
	(4) 管理の基準	－ 6 －
	(5) 指定管理者と県との役割分担	－ 6 －
	(6) 指定管理業務の継続が困難になった場合における措置に関する事項	－ 7 －
	(7) 委託等の禁止	－ 7 －
	(8) 専門職員の配置	－ 7 －
	(9) その他	－ 7 －
4	申請の手続	－ 8 －
	(1) 申請者の備えるべき資格	－ 8 －
	(2) 申請の方法	－ 9 －
	(3) 質問事項の受付	－12－
	(4) 現地説明会の実施	－13－
	(5) 著作権の帰属等	－13－
	(6) 費用の負担	－13－
	(7) 情報公開条例に基づく開示請求	－13－
	(8) 申請の辞退	－13－
5	指定管理者の指定等	－13－
	(1) 指定管理者候補者の選定	－13－
	(2) 選定に当たっての審査基準	－14－
	(3) 主な審査のポイント	－14－
	(4) 選定に当たっての審査方法等	－15－
	(5) 指定管理者の指定方法	－15－
	(6) 審査結果の公表	－15－
	(7) 申請者に対する自己情報の開示	－15－
6	指定管理者指定後の手続	－15－
	(1) 協定の締結	－15－
	(2) 引継ぎ、準備行為の実施	－15－
	(3) その他	－16－
7	スケジュール	－16－
8	問合せ先	－16－

## 資料編

資料 1 - 1	長瀬げんきプラザ案内図	-17-
資料 1 - 2	長瀬げんきプラザ平面図	-18-
資料 2	長瀬げんきプラザの利用状況（平成 29 年度～令和元年度）	-19-
資料 3	指定管理業務に関する仕様書	-20-
資料 3 - 2	施設の改築及び修繕等の実施及び費用負担区分	-22-
資料 4	長瀬げんきプラザの利用料収入及び減免実績	-24-
資料 5	長瀬げんきプラザ利用料金及び実費徴収料金	-25-
資料 6	長瀬げんきプラザの収支状況及び管理運営体制	-28-
資料 7	長瀬げんきプラザ自主事業（令和 2 年度）	-29-
資料 7 - 2	長瀬げんきプラザの特色を活かした自主事業について	-33-
資料 7 - 3	県の施策を踏まえた自主事業（地域の課題解決に向けた事業）について	-34-
資料 8	施設・設備等保守管理業務一覧	-40-
資料 8 - 2	長瀬げんきプラザにあるカヌーと自転車について	-43-
資料 9	埼玉県立長瀬げんきプラザの管理に関する基本協定書（案）	-44-
資料 9 - 2	令和 年度埼玉県立長瀬げんきプラザの管理に関する協定書（案）	-65-

## 様式編

様式 1	埼玉県立長瀬げんきプラザ指定管理者指定申請書	-66-
様式 2	指定管理者の指定に係るグループによる申請書	-67-
様式 3	重大な事故又は不祥事に関する報告書	-68-
様式 4	誓約書	-69-
様式 5	埼玉県立長瀬げんきプラザの管理運営に関する事業計画書	-70-
様式 5 - 2	長瀬げんきプラザの管理運営に係る令和 3 年度収支予算案	-71-
様式 5 - 3	5 年間の収支計画	-72-
様式 6	委託予定業務一覧表	-73-
様式 7	募集要項の内容等に関する質問書（県立長瀬げんきプラザ）	-74-

## 1 指定管理者の募集について

埼玉県立長瀬げんきプラザ（以下「長瀬げんきプラザ」といいます。）は、「体験活動を通じた青少年の健全育成」と「県民の生涯学習活動の振興」を目的とした社会教育施設であり、旧青年の家等を再編して設置され、自然体験などをはじめとした様々な体験活動事業を行っています。

平成23年4月から指定管理者制度を導入し、令和3年3月末に現在の指定期間が終了します。令和3年4月からの新たな指定管理者を選定するため、指定管理者の募集を行います。

引き続き、指定管理者制度を導入することにより、施設認知度の向上、県立の社会教育施設としての役割を意識した自主事業の企画、管理運営経費の一層の節減等が図られることを期待しています。

## 2 施設の概要

### (1) 施設設置の目的・役割

集団宿泊活動、自然体験活動等を通じて、青少年の健全な育成を図るとともに、県民の生涯学習活動の振興に資する。

### (2) 施設の沿革等

昭和36年	8月	県立長瀬青年の家設置
昭和47年	3月	運動場拡張工事完了
昭和48年	3月	キャンプ場工事完了
平成4年	6月	管理研修棟、屋外炊事場等竣工
平成4年	8月	宿泊棟竣工
平成5年	2月	体育館竣工
平成14年	1月	利用者100万人達成
平成14年10月		「県立社会教育施設再編整備計画」策定 青年の家、少年自然の家等6所を「げんきプラザ」に再編整備
平成15年	4月	県立長瀬げんきプラザ設置
平成23年	4月	指定管理者制度を導入
平成28年	4月	指定管理者制度を継続導入（2期目）

### (3) 施設の所在地

所在地：秩父郡長瀬町大字井戸字御陀弥場367番地

※資料1-1「長瀬げんきプラザ案内図」を参照してください。

### (4) 施設の規模

ア 敷地面積：10,483㎡（うち借用246㎡（国有水路敷））

イ 建物

(ア) 管理研修棟	RC造	3階建、延床面積	737㎡
	1階	事務室、エントランスホール、カヌー庫その他	
	2階	和風研修室、第1研修室	

	3階 第2研修室
(イ) 宿泊棟	RC造 3階建、延床面積 1,932㎡ 1階 食堂、情報図書室、音楽室、美術工芸室、浴場その他 2階 宿泊室(和室8人部屋4室、洋室4人部屋5室、洋室2人部屋1室) 3階 宿泊室(洋室4人部屋11室、洋室2人部屋1室) リネン室
(ウ) 体育館	RC造 1階建、延床面積 846㎡
(エ) 機械室棟	RC造 1階建、延床面積 144㎡ 1階 電気室 半地下 ボイラー、冷温水発生器
(オ) 屋外便所	RC造 1階建、延床面積 55㎡

※資料1-2「長瀬げんきプラザ平面図」を参照してください。

ウ 野外施設	炊事場 駐輪場 駐車場：来客用駐車場18台(うち身障者用1台)、職員用駐車場9台
--------	--

(5) 施設の利用状況

※資料2「長瀬げんきプラザの利用状況」を参照してください。

(6) 施設の防災に係る地理的条件

土砂災害警戒区域(土石流)、長瀬町指定避難所

(7) その他

ア 施設の大規模修繕について

長瀬げんきプラザ本館は改修後25年を経過しており、令和4年度以降に、施設・設備の大規模な修繕を行う可能性があるため、休所期間が生じることも考えられます。

休所期間が生じた場合、この間の利用者受入は停止となりますが、翌年度の学校利用の受付業務や、工事施工業者や生涯学習推進課との連絡調整、現場の什器備品等の管理業務は継続します。この場合の県委託料については、年度協定書において県と指定管理者で協議の上、決定します。

また、大規模修繕のための施設調査や設計を行う可能性があります。調査等の際は、施設管理者の協力をお願いすることになります。

なお、休所期間は、施設調査の結果及び設計の内容によります。

イ 長瀬げんきプラザは、長瀬町の災害時避難所に指定されています。

ウ 県立げんきプラザは、旅館業法の適用を受けています。

### 3 管理に当たっての条件

(1) 指定管理者が行う業務内容

ア 青少年の健全育成に関する業務

(ア) 青少年の自然体験活動に関する事業の企画・立案と指導

現在、長瀬げんきプラザで実施している自主事業と同程度の事業を企画・立案し、参加者の募集をはじめ運営を行い、自然体験活動の指導を通じて、心豊かな青少年の育成を図ります。

(イ) 集団宿泊活動、キャンプ活動の指導・助言

宿泊する青少年及び青少年団体に対し、集団での宿泊体験やキャンプ活動を通じて、社会生活に必要な基本的習慣を身に付けさせるよう指導します。

(ウ) 学校等と連携した活動の指導・助言

小・中学校等と連携し、教育課程に基づく学習活動として来所する児童・生徒等に対する指導、助言を行います。

イ 県民の生涯学習の振興に関する業務

(ア) 県民の生涯学習活動に関する事業の企画・運営

現在、長瀬げんきプラザで実施している自主事業と同程度の事業を企画・立案し、参加者の募集をはじめ運営を行い、生涯学習活動の振興を図ります。

(イ) 県民の生涯学習活動及び野外体験活動等に関する支援

県民が、生涯学習活動及び野外体験活動や研修等を行う際に、必要な相談・支援を行います。

ウ 利用者の受入れに関する業務

条例や規則に基づいて、利用の予約・受付、案内、利用許可、利用者に対する宿泊、食事の提供等を行います。

エ 利用に係る料金の収受に関する業務

利用料金制度に基づき、施設利用に関し利用者からの料金収受を行います。また、食事、リネン類等実費負担に関する料金の徴収を行います。

オ 長瀬げんきプラザ施設（設備及び物品を含む。）の維持管理に関する業務

管理研修棟、宿泊棟、野外施設等の施設の維持修繕や、上水道、浄化槽、消防設備等各種設備の保守点検、貸与備品類の維持管理を行います。

※指定管理業務に関する仕様は資料3を、施設の改築や修繕等の実施区分については資料3-2を参照。

(2) 管理に要する経費

ア 利用料金の設定

施設の利用に係る料金は、指定管理者の収入とします。

指定管理者は、条例に定める額の範囲内で、利用料金を設定していただきます。

なお、設定に当たっては、教育委員会の事前承認が必要です。

また、利用料金は、「障害者の利用に係る公の施設の使用料及び利用料金の減免に関する条例」により減額されるほか、埼玉県立げんきプラザ条例別表第1の規定により、小学校就学前の者については、無料となります。さらに同条例第15条に基づく減免制度を県との協議により設定していただきます。

※ 過去3か年の利用料金収入及び減免の実績については、資料4を参照。

※ 現在の利用料金（条例で定める料金）及び実費徴収料金については、資料5を参照。

イ 指定管理業務に係る委託料

県は、指定管理業務に必要な経費を、毎年度の予算の範囲内において、指定管理者に委託料として支払います。委託料の具体的な額や支払い時期・方法等は協議の上、協定で定めます。

なお、指定管理者が管理を行うために必要な経費は、利用料金収入、県委託料及び指定管理者が行う自主事業等の収入で賄うことになります。原則として、収支が赤字になった場合でも県委託料の補てんはありません。

※ 過去3か年の管理運営状況については、資料6を参照。

(3) 指定予定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間を予定しています。

(4) 管理の基準

ア 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に長瀬げんきプラザの運営を行うこと。

イ 長瀬げんきプラザの施設の維持管理を適正に行うこと。

ウ 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報を適正に取り扱うこと。

※ 管理の基準を遵守しない場合、指定管理者の指定を取り消すことがあります。

(5) 指定管理者と県の役割分担

指定管理者と県との役割分担は、原則として次のとおりとします。

項目	指定管理者	県
施設（設備、備品を含む）の保守点検	○	
施設の維持管理（植栽管理、清掃等を含む）	○	
安全衛生管理	○	
業務に関連して取得した利用者等の個人に関する情報の漏えい等による利用者等に対する対応	○	
事故、火災等による施設の損傷の回復	△ (指定管理者の責に帰すべき事由による場合)	○
施設利用者の被災に対する責任	△ (現場での対応)	○
県有施設の火災共済保険加入		○
県有施設の賠償責任保険加入	○	
包括的な管理責任		○

※ その他の指定管理者の役割

○ 指定管理者は、善良なる管理者の注意をもって、長瀬げんきプラザを常に良好な状態に管理する義務を負います。

○ 指定管理者は、施設利用者の被災に対し、現場で対応する責任を有し、施設又は施設利用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに

県に報告しなければなりません。

- 長瀬げんきプラザは、長瀬町地域防災計画において避難所に指定されています。指定管理者は長瀬町との覚書に従い、適宜協力する必要があります。

#### (6) 指定管理業務の継続が困難になった場合における措置に関する事項

- ア 指定管理者は、指定管理業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに県に報告しなければなりません。
- イ 指定管理者の責めに帰すべき事由により指定管理者による適正な施設管理が困難となった場合又はそのおそれがあると認められる場合には、県は、指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができます。この場合において、指定管理者が当該期間内に改善することができなかつたときには、県は、指定管理者の指定を取り消すことができます。
- ウ 指定管理者が県の指示に従わないときや指定管理者の財務状況が著しく悪化するなど指定管理業務の継続が困難と認められる場合には、県は、指定管理者の指定を取り消すことができます。
- エ イ又はウにより指定管理者の指定を取り消され、県に指定管理者の債務不履行による損害が生じた場合には、指定を取り消された指定管理者は、県に生じた損害について賠償の責めを負うこととなります。
- オ 県又は指定管理者の責めに帰することができない事由により指定管理業務の継続が困難になった場合には、県と指定管理者は、指定管理業務継続の可否について協議することとします。

#### (7) 委託等の禁止

指定管理業務の実施に当たり、業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせることは認められません。ただし、あらかじめ県の承認を受けた場合には、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができます。

業務の一部委託等を予定している場合は、申請時に、委託予定業務一覧表を作成し、提出してください。

#### (8) 専門職員の配置

げんきプラザは、青少年の健全育成及び県民の生涯学習の振興を目的としており、宿泊学習やキャンプ活動等の指導を行うため専門的知識や技術が必要です。このため、実務経験のある社会教育主事等の有資格者を常時1名以上配置してください。

※その他の資格（例示）

資格	認定団体
キャンプインストラクター	(公社) 日本キャンプ協会
自然体験活動指導者	NPO 法人 自然体験活動推進協議会 (CONE)

#### (9) その他

- ア 指定管理業務を通じて作成又は取得した文書等の適正な管理・保存に努めること。



- イ 指定管理業務を通じて作成又は取得した文書等の情報公開に努めること。
- ウ 指定管理業務を通じて取得した個人情報について、埼玉県個人情報保護条例に基づき適正な取扱いをすること。
- エ 指定管理業務の実施に当たり、県内中小企業者の受注機会の増大と県内中小企業者に配慮した物品等の調達に努めること。
- オ 指定管理業務の実施に当たり、省エネルギーの徹底と環境負荷の低減に配慮した物品等の調達に努めること。
- カ 指定管理業務の実施に当たり、障害者の雇用の拡大と県内障害者就労施設等に配慮した物品等の調達に努めること。
- キ 指定管理者は県と協議の上、県が設定する公の施設の管理目標の達成に努めること。
- ※ 「管理に当たっての条件」についての細目的事項は、協議の上、協定で定めます。

#### 4 申請の手続

##### (1) 申請者の備えるべき資格

- ア 埼玉県内に事務所を置く又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）
  - ※ 置こうとする法人等の場合、令和3年3月31日までに事務所を置くこと。また、そのことを証明できる書類を提出すること。
- イ 法人等であっても、次のいずれかに該当する場合は申請を行うことができません。
  - (ア) 地方自治法施行令第167条の4の規定により、一般競争入札等の参加を制限されている法人等
  - (イ) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている法人等
  - (ウ) 埼玉県から入札参加停止措置を受けている法人等
  - (エ) 法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税又は地方消費税を滞納している法人等
  - (オ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
  - (カ) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある法人等
  - (キ) その代表者等（法人にあってはその役員（非常勤を含む。）及び経営に事実上参加している者を、その他の団体にあってはその代表者及び運営に事実上参加している者をいう。）が暴力団の構成員等である法人等
- ※1 申請書には、上記（ア）～（キ）に該当しない旨の誓約書を添付してください。
- ※2 選定委員会委員等、本件業務に従事する本県職員等に対し、本件応募についての故意による接触を禁じます。なお、故意による接触の事実が認められた場合、失格になることがあります。

※3 複数の法人等でグループを構成して申請する場合は、グループの名称及び代表者を定めて「グループの協定書又はこれに準ずる書類」（任意様式）を提出してください。なお、当該グループの構成員は、長瀬げんきプラザ指定管理者指定の申請を行う他のグループの構成員となり、又は単独で申請を行うことはできません。また、構成員のいずれかが、上記イのいずれかに該当する場合は、申請することができません。

## （２）申請の方法

申請に当たっては、以下の書類を県教育委員会に提出してください。

なお、県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めています。

### ア 提出書類

- （ア）指定管理者指定申請書（様式1、グループ申請の場合は様式2及びグループの協定書又はこれに準ずる書類も添付すること。）
- （イ）法人等の定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書（申請日前3か月以内に取得したもの）又はこれに準ずる書類
- （ウ）法人等の決算関係書類（過去3か年分の事業報告書、財産目録、貸借対照表、資金収支計算書又はこれに準ずる書類）
- （エ）法人等の予算関係書類（直近1年分の事業計画書、資金収支計算書又はこれに準ずる書類）
- （オ）法人等の組織及び運営に関する事項を記載した書類（就業規則、経理規程、給与規程その他法人等の諸規程類）
- （カ）設立趣旨、事業内容のパンフレット等、法人等の概要のわかるもの
- （キ）法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税の納税証明書
  - ※ 法人税、消費税及び地方消費税は、税務署発行の納税証明書（その3の3）を提出してください。また、法人都道府県民税及び法人事業税は、県税事務所等発行の直近3事業年度分の納税証明書を提出してください。
- （ク）役員の名簿及び履歴を記載した書類
- （ケ）重大な事故又は不祥事に関する報告書（様式3）
  - ※ 募集開始の日から起算して過去5年間に、申請する団体等（グループ申請の構成団体を含む。）に以下の事由に該当する場合、その内容及び改善に向けた対応について記載してください。
  - (1)他の団体における指定管理者業務に係る指定の取消し、業務停止命令を受けた場合
  - (2)国、地方自治体における入札参加停止措置を受けた場合
  - (3)役員及び従業員において重大な事故または不祥事\*があった場合
    - \*「埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱」第3条の規定に基づく指名停止要件に該当するもの
- （コ）誓約書（様式4（4（1）のイ（ア）～（キ）に該当しないことの誓約書））
- （サ）類似施設における業務実績を記載した書類（原則として、過去5年間を対象として記載）

(シ) 長瀬げんきプラザの管理運営に関する事業計画書（様式5）

以下の項目を含めて作成してください。

① 指定管理業務を行うに当たっての基本方針

長瀬げんきプラザを管理運営するに当たっての心構え、基本方針、コンセプト（社会教育施設として県民の平等利用の確保、より良いサービスの提供、効果的・効率的運営の方針など）を記述してください。

② 長瀬げんきプラザの現状認識と将来展望等

長瀬げんきプラザの現状認識と将来の展望等について、提案する事業計画の効果などを踏まえて、記述してください。

③ 管理執行体制

人員配置、雇用者数、業務の継続的・安定的な運営を図るための職員の確保（専門職員の配置を含む。）及び職員の研修計画の考え方等について提案してください。また、業務の一部を委託する場合については、委託する業務内容を記述してください。

④ 自主事業計画

長瀬げんきプラザでは、様々な自主事業を企画し、青少年の健全育成と、県民の生涯学習の振興のための事業を実施しています。これらの事業について、より効果的な事業の企画を提案してください。

自主事業に関しては、県立の社会教育施設としての役割を意識し、体験活動に関する先導的な取組の実施や人材育成、県内への普及などの視点を持って、企画、運営してください。

特に、資料7-2の「長瀬げんきプラザの特色を活かした自主事業について」及び資料7-3の「県の施策を踏まえた自主事業（地域の課題解決に向けた事業）について」の企画の提案をお願いします。

また、利用者の拡大や事業PRなどの施設の認知度向上に係る方策についても、提案してください。

※ 現在、長瀬げんきプラザで実施している事業は資料7を参照。

⑤ 利用者の指導、助言、支援に関する基本方針

青少年（団体）に対する集団宿泊体験、野外体験活動などにおける指導、県民の生涯学習活動に対する助言や支援について、基本的な考え方を記述してください。

⑥ 利用者の受入れに関する方針と対処方法

予約受付、利用者案内、広報、給食、シーツ・枕カバーの貸付けなど、利用者の受入れに関する業務の実施方法について提案してください。利用者から実費料金を徴収するものについては、料金についても記述してください。

⑦ 利用料金等の收受方法

利用料金及び利用者からの実費徴収金の納付方法（現金、銀行振込など）や期限について記述してください。

- ⑧ 施設設備の維持・管理に関する計画  
施設（野外活動施設等含む。）及び物品の管理方法や管理計画、警備や清掃、保守点検等について提案してください。なお、施設設備については、長寿命化の観点を踏まえ管理方法や管理計画について提案してください。  
なお、長瀬げんきプラザには、県貸与備品のカヌーと自転車があります。
- ※ 長瀬げんきプラザの主な施設・設備等保守管理業務については資料8及び同別添を参照。  
※ 県貸与備品のカヌー、自転車の詳細については資料8-2を参照。
- ⑨ 利用者等のニーズの把握及び実現策  
具体的なニーズ把握の方法と、その実現方策の考え方を記述してください。
- ⑩ 接遇の向上策と利用者のトラブルの未然防止と対処方法  
利用者に対する接遇の向上策について提案してください。また、利用者からの苦情や不満、トラブルが発生した場合の具体的な解決方法や体制について提案してください。
- ⑪ 個人に関する情報の取扱いについての基本方針  
管理運営していく過程で取得した個人情報の保護については、適切な管理が必要です。情報管理体制や取扱いに関する基本的な方針について提案してください。
- ⑫ 危機管理に対する方針  
多くの県民が利用する施設であり、防災、防犯、その他緊急時の対応等について、十分に対応できる体制が必要です。その基本方針を提案してください。  
（※防災については施設の防災に係る地理的条件を踏まえて作成してください。）  
また、保険（自動車任意保険、施設賠償責任保険など。ただし、火災保険を除く。）に加入する計画があれば保険内容等についても記述してください。
- ⑬ 長瀬げんきプラザの管理運営に係る令和3年度収支予算案  
管理運営の必要経費及び収入額について算出し、提案してください。算定する際は、人件費、光熱水費、運営事務費などの県委託料の対象経費と、利用者受入れに伴う給食、リネン類貸付などの実費徴収経費とを項目として区分し、収支を積算してください。
- ※ 様式5-2を参考にしてください。
- ⑭ 5年間の計画
- a 利用人員予測  
施設別、利用者別に利用人員を予測してください。また、その根拠を示してください。推計上、新型コロナウイルスの影響は考慮しないものとしてください。
- b 収支計画  
⑬の収支予算案に準じて、利用料金収入の予測及び管理運営経費の5年間の計画を作成してください。

※ 様式5-3を参考にしてください。

c 利用料金に関する考え方

長瀬げんきプラザの利用料金の額については、指定管理者が条例の範囲内において、県の承認を得て設定するものです。適切な料金の設定についての基本的な考え方について提案してください。

⑮ 事業運営を自ら評価する「自己評価制度」

長瀬げんきプラザの効果的、効率的管理及びサービス向上の観点から、自己評価を行っていただきます。基本的な考え方を記述してください。

(ス) 委託予定業務一覧表(様式6)

※ 清掃、警備等、個々の具体的業務を第三者へ委託(再委託)する予定がある場合、その内容及び委託先の選定方法を記載してください。ただし、業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせることは認められません。

イ 提出部数

正本1部副本10部を提出してください(グループによる申請の場合は、(イ)から(サ)までについては、構成員ごとに提出してください。)。ただし、(ア)、(イ)及び(キ)については、正本1部のみを提出してください。

ウ 提出方法

申請書類の提出は、持参又は郵送とします。

[提出先]

埼玉県教育局市町村支援部生涯学習推進課 社会教育施設企画調整担当

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

電話 048-830-6917

エ 受付期間

持参の場合は令和2年9月1日(火)から9月8日(火)までの午前8時30分から午後5時15分まで(土曜日及び日曜日は受け付けません。)

郵送の場合は原則として書留とし、9月8日(火)午後5時15分必着とします。

オ その他

申請については、一申請者につき一提案に限ります。複数の提案はできません。

また、申請書類の提出後は、その内容を変更することはできません。

(3) 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

ア 受付期間 令和2年7月7日(火)～8月20日(木)午後5時15分まで

イ 受付方法 募集要項の内容等に関する質問書(様式7)に記入の上、電子メール又はFAXで提出してください。(提出後は、生涯学習推進課社会教育施設企画調整担当(048-830-6917)まで御連絡ください。)

[メールアドレス] a6975-02@pref.saitama.lg.jp

[FAX] 048-830-4964

ウ 回答方法 質問及び回答は生涯学習推進課ホームページにおいて公表します(質問

者名は表示しません。) なお、現地説明会において出された質問及び回答についても併せて公表します。

#### (4) 現地説明会の実施

現地説明会を次のとおり開催します。なお、参加希望者は、原則として7月20日(月)午後5時15分まで(土、日を除く。)に参加希望人数を生涯学習推進課社会教育施設企画調整担当(048-830-6917)まで御連絡ください。

ア 開催日時 令和2年7月22日(水)午後1時30分開始

イ 開催場所 長瀬げんきプラザ研修室(3階)

(開始時間の5分前までに集合してください。)

#### (5) 著作権の帰属等

事業計画書等の著作権は、申請者に帰属します。ただし、県は、指定管理者の決定の公表など必要な場合には、事業計画書等の内容を無償で利用できるものとします。

なお、提出された書類は理由のいかんにかかわらず返却しません。

#### (6) 費用の負担

申請に要する経費は、申請者の負担とします。

#### (7) 情報公開条例に基づく開示請求

提出された申請書類は、埼玉県情報公開条例に基づく開示請求の対象となります(原則として、個人に関する情報や申請者の正当な利益を害するおそれのある情報を除く。)

#### (8) 申請の辞退

申請書類を提出した後に辞退する場合には、書面により申し出てください。

### 5 指定管理者の指定等

#### (1) 指定管理者候補者の選定

指定管理者候補者の選定に当たっては、提出された申請書により、一次審査(書類審査)、二次審査(プレゼンテーション)を行い、(2)の「選定に当たっての審査基準」に最も適合する申請者を指定管理者候補者とします。

一次審査の結果は、審査後、令和2年9月30日(水)までにすべての申請者に文書で連絡します。

二次審査は、一次審査を通過した申請について、提出された書類に基づいてプレゼンテーションを行っていただき、申請の内容を基に総合的に審査します。プレゼンテーションの場所、時間等は、二次審査参加者に文書で連絡します。

なお、パソコン、OHP等の機器(持込み)の使用を予定する場合は、事前に生涯学習推進課社会教育施設企画調整担当(048-830-6917)へ御連絡ください。

二次審査の結果は、すべての二次審査参加者に文書で連絡します。

応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

また、正式に指定管理者として指定されるまでの間に、指定管理者候補者に事故ある場合等があり、候補者としての資格要件を失った時は、候補者に対してその資格を取り消す旨の通知をした後、二次審査において次点となった者を新たに指定管理者候補者と

します。

## (2) 選定に当たっての審査基準

- ア 県民の平等な長瀬げんきプラザの利用を確保することができること。
- イ 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に長瀬げんきプラザの運営を行うことができること。
- ウ 長瀬げんきプラザの設置の目的を効果的に達成し、効率的な運営を行うことができること。
- エ 指定管理業務を安定して行う経営基盤を有していること。
- オ 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報の適正な取扱いを確保することができること。

## (3) 主な審査のポイント

- ア 応募資格に適合しているか。
- イ 県が設置する公の施設としての役割を適切に担うことができるか。
  - ・施設の設置目的を理解した適切な方針や考え方が述べられているか。
  - ・実務経験のある専門職員を配置できる見込みはあるか。
- ウ 利用者本位の柔軟なサービスが提供できるか。
  - ・基本的な考え方は適切か。
  - ・具体的なサービスの向上策や対応策が提案されているか。
  - ・利用者ニーズの把握やその対応策が提案されているか。
  - ・トラブルや苦情処理への対応は適切か。
- エ 県民の平等利用確保への配慮がされているか。
  - ・利用受付の方法は適切か。
  - ・利用申請が重複した場合の調整方法が示されているか。
- オ 効果的かつ効率的な管理を実施できるか。
  - ・人員配置や雇用計画、また従業員研修は適切か。
  - ・施設の維持管理計画は、効果的かつ効率的なものか。
  - ・収支計画・実施計画・利用人員予測は適切か。
  - ・自己評価制度に関する考え方は適切か。
- カ 施設設備の長寿命化につながる提案はあるか。
- キ 法人等の経営基盤が安定しているか。
  - ・過去3年間の決算状況はどうか。
  - ・資金計画等確実な財政基盤はあるか。
  - ・財務諸表のバランスはとれているか。
- ク 効果的な自主事業を実施できるか。
  - ・青少年の健全育成、生涯学習の振興に関する事業が提案されているか。
  - ・長瀬げんきプラザの特色を活かした提案がされているか。
  - ・県の施策を踏まえた提案（地域の課題解決に向けた事業）がされているか。
  - ・利用者に対する指導、助言、支援の考え方は適切か。

- ・利用者の増加につながる魅力ある提案がされているか。
- ・宿泊者の増加につながる魅力ある提案がされているか。
- ケ 施設の認知度向上につながる提案はあるか。
- コ 指定管理業務に係る県の委託料（算出した額）は適切な額か。
  - ・必要な経費を見積もっているか。
  - ・利用者数や稼働率に見合った収入を計上し、委託料に反映しているか。
  - ・必要経費の見積は効率的な額となっているか。
  - ・利用料金に対する考え方（額の設定、徴収方法）は適切か。
  - ・自主事業については、当該事業運営費（自主事業開催費、給食等運営費）がその実施に要する適正な経費であり、当該事業収入（自主事業参加費、給食等負担費）と均衡するものとなっているか。
- サ 個人に関する情報の適正な取扱いは確保されるか。
- シ 県内中小企業者、環境、障害者雇用等に配慮した運営方法となっているか。
- ス 危機管理に対する方針及び具体的な方策は適切か。

#### （４）選定に当たっての審査方法等

一次審査及び二次審査は、埼玉県教育局が設置する選定委員会が、審査基準に基づき審査します。

選定委員会は、過半数を外部有識者（青少年の体験活動に関する有識者や経営に関する専門家など）とし、その他、教育局関係者などにより組織されます。なお、選定委員会の会議は非公開とします。

#### （５）指定管理者の指定方法

指定管理者の指定は、埼玉県議会の議決を経た後、埼玉県教育委員会が文書で指定します。なお、指定後速やかに、埼玉県報において告示します。

#### （６）審査結果の公表

指定管理者の指定後に、指定管理者の名称、各選定委員の職・氏名、審査項目ごとの配点及び各応募者の得点、提案の概要、選定委員の主な意見を県ホームページで公表します。

#### （７）申請者に対する自己情報の開示

指定管理者の指定告示後、ホームページの公開情報以外に、申請者が希望する場合は、その申請者自らの応募分について審査情報を提供します。

## 6 指定管理者指定後の手続

### （１）協定の締結

業務内容に関する細目的事項、指定管理に係る委託料に関する事項、管理の基準に関する細目的事項等について、指定管理者と県との間で協議の上、協定を締結するものとします。

### （２）引継ぎ、準備行為の実施

指定管理者は県と協議し、指定期間の始期から円滑に指定管理業務が実施できるよう、



前管理者から事務を引き継ぎ、必要な準備行為を行うものとします。なお、引継ぎ及び準備行為に要する経費は、それぞれの負担とします。

また、利用料金は、利用者が施設を利用した日の管理者に帰属しますので、管理者が交代する日の前後に納付された利用料金は、利用日を基準に整理し、前管理者と新管理者との間で精算することとします。

### (3) その他

指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

ア 指定管理者の経営状況の急激な悪化等により、指定管理業務の履行が確実でないと認められるとき。

イ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

## 7 スケジュール

月 日	内 容
令和2年 7月7日～8月20日	質問事項の受付期間
7月22日	現地説明会
9月1日～8日	申請書の受付期間
9月中旬～下旬	一次審査（書類審査）・一次審査結果通知
10月12日（予定）	二次審査（プレゼンテーション）
10月下旬	二次審査結果通知（指定管理者候補者の選定）
12月下旬	指定管理者の議決（県議会12月定例会）
令和3年 1月上旬	指定管理者の指定（告示）
3月下旬	協定の締結

## 8 問合せ先

埼玉県教育局市町村支援部生涯学習推進課 社会教育施設企画調整担当

住 所：〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

電 話：048-830-6917

FAX：048-830-4964

メールアドレス：a6975-02@pref.saitama.lg.jp

長瀬げんきプラザ案内図

長瀬げんきプラザ

電車 秩父鉄道「野上」駅下車 徒歩 10 分

車 関越自動車道「花園 IC」から

国道 140 号線を秩父方面へ

「中野上」交差点を左折

〒369-1312 秩父郡長瀬町井戸 3 6 7

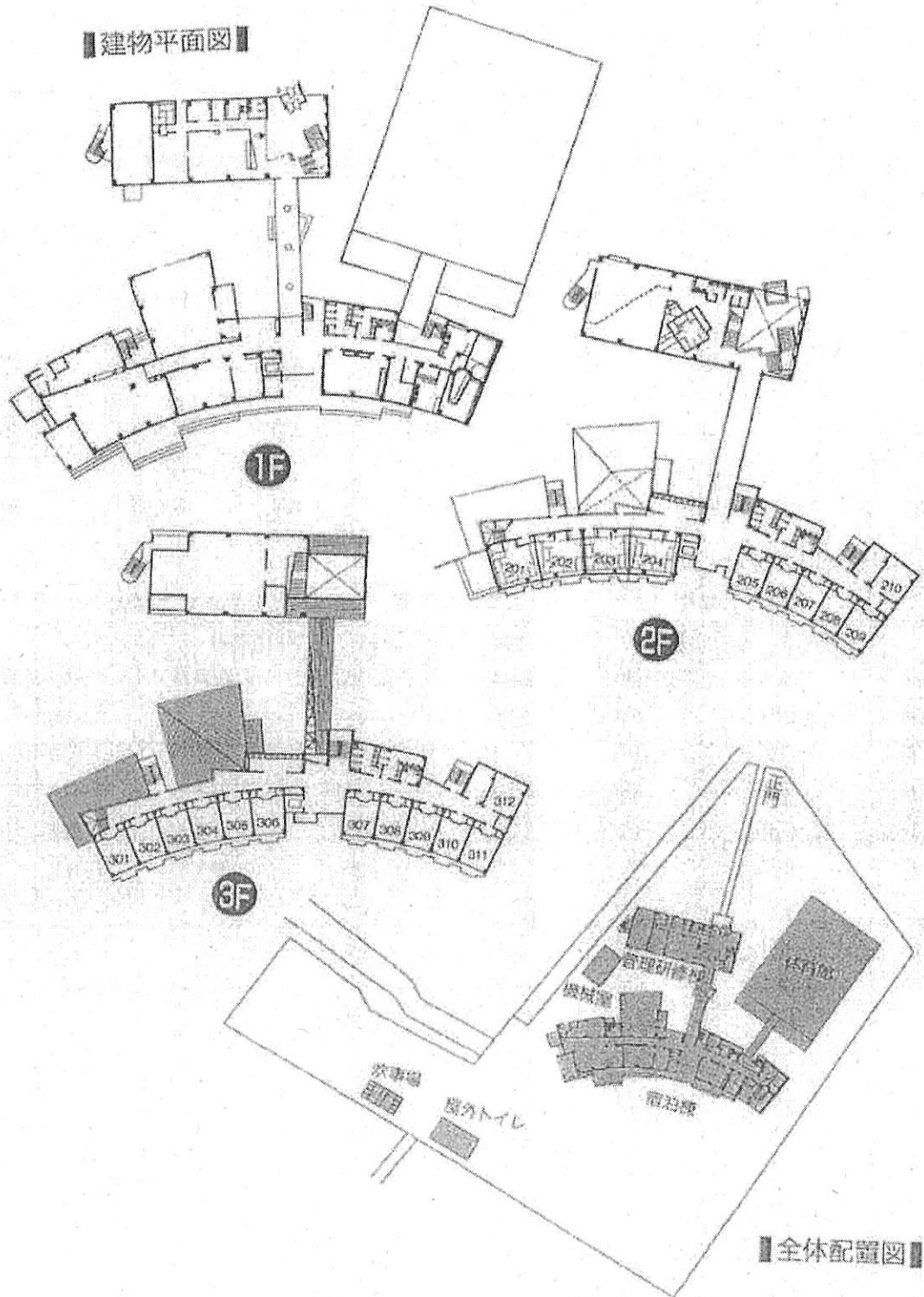
電 話 0 4 9 4 - 6 6 - 0 1 7 7

F A X 0 4 9 4 - 6 6 - 0 1 0 6

H P <http://nagatoro-genki.com/>

E-mail [info@nagatoro-genki.com](mailto:info@nagatoro-genki.com)





## 資料2 長瀬げんきプラザの利用状況（平成29年度～令和元年度）

### 1 施設別利用人数（人）

	宿泊室	テント・バンガロー	プラネタリウム	その他施設	合計
平成29年度	18,466	1,081		21,148	40,695
平成30年度	18,509	738		22,919	42,166
令和元年度	16,378	1,378		23,235	40,991

※その他施設の利用人数には、宿泊に付随して利用したものは含まない。

その他施設とは、研修室、体育館等の利用である。

### 2 年齢層別利用人数（人）

	未就学児	在学少年	高校生・大学生等	一般	65歳以上	利用人数計
平成29年度	1,370	11,911	7,537	12,975	6,902	40,695
平成30年度	1,398	12,943	5,544	14,649	7,632	42,166
令和元年度	1,444	11,926	5,711	13,918	7,992	40,991

### 3 月別利用人数（人）

	平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	利用者数	うち宿泊者	利用者数	うち宿泊者	利用者数	うち宿泊者
4月	2,852	1,421	3,220	1,676	4,961	1,618
5月	4,747	1,997	4,426	2,016	4,320	1,790
6月	3,282	1,861	3,326	2,044	3,185	1,715
7月	5,196	2,716	5,470	3,146	5,452	2,681
8月	5,176	3,618	5,088	3,291	6,346	3,736
9月	4,190	2,268	2,900	1,724	3,126	1,492
10月	2,693	1,549	6,001	1,603	3,460	2,177
11月	3,341	490	3,569	470	4,115	676
12月	2,742	1,373	1,751	691	1,941	565
1月	1,374	337	1,709	364	1,730	577
2月	1,709	781	1,590	832	2,355	729
3月	3,393	1,136	3,116	1,390	0	0
合計	40,695	19,547	42,166	19,247	40,991	17,756

※1～3の利用人数は延べ人数（1人が1泊2日利用した場合2人とする。）である。

### 4 延べ宿泊数（泊）

平成29年度	平成30年度	令和元年度
11,343	10,984	9,861

※1泊2日の利用を1泊、2泊3日を2泊とカウントしている。

※令和元年度は新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、令和2年2月29日から休所としている。

## 資料3

### 指定管理業務に関する仕様書

#### 1 青少年の健全育成に関する業務

##### (1) 青少年の自然体験活動に関する事業の企画・立案と指導

自然体験活動を中心とした事業を実施し、青少年の健全育成を図る。

##### (2) 集団宿泊活動、キャンプ活動の指導、助言

集団での宿泊活動、野外活動を通じて、自立心や協調性、社会生活に必要な基本的習慣を身につけさせるよう指導する。

##### (3) 学校等と連携した活動の指導、助言

小・中学校等と連携し、教育課程に基づく学習活動として来所する児童・生徒等に対する指導、助言を行う。

#### 2 県民の生涯学習の振興に関する業務

##### (1) 県民の生涯学習活動に関する事業の企画・立案と実施

自然体験活動などを中心とした事業を実施し、生涯学習の振興に努める。

##### (2) 県民の生涯学習活動に関する支援

県民が、げんきプラザを利用して活動を行う際に、助言、支援に努める。

##### (3) 県民の野外体験活動等に関する支援

宿泊をはじめとした野外体験活動や研修を行う際に、必要な相談、支援を行う。

#### 3 利用者の受入れに関する業務

##### (1) 利用の予約受付、利用の案内、相談

##### (2) 利用許可申請書の受理及び許可書の交付等、許可・承認に関する事務

##### (3) 各施設の利用指導及び案内、宿泊者に対する宿直業務（夜間対応）

##### (4) 利用者に対する食事の提供、リネン類の貸出

#### 4 利用に係る料金の収受に関する業務

##### (1) 利用料金の収受及び還付業務

##### (2) 食事、リネン類などの実費負担分の料金徴収

なお、実費負担分の収入がその実施に要する適正な経費と均衡すると見込まれるものであること。

#### 5 長瀬げんきプラザ施設の維持管理に関する業務

##### (1) 敷地内（10,483㎡）の良好な管理（植栽、自然探索道、駐車場等含む。）

##### (2) 施設（建築物・工作物・野外施設）及び物品類の小破修繕等維持管理

##### (3) 防火設備、空調給湯設備、上下水道設備等の保守点検・法定検査

- (4) 警備・清掃・衛生管理（上下水道施設、旅館業法等に基づく管理、廃棄物処理等含む）
- (5) 基本協定書（案）第28条に定める物品の使用については、無償貸与とする。

## 6 その他の業務管理に関すること

### (1) 管理体制の整備

職員を適正に配置し、管理体制を整備するとともに、法令等に従い適切な労務管理を行うこと。

### (2) 職員研修の充実及び安全な体制の確保

利用者に対する接遇、個人情報管理、危機管理等に関する職員の研修・教育を随時行い、利用者サービスの向上と、災害及び急病人発生時の対応に努めること。また、AEDの適切な配置などを加え、安全な体制を確保すること。

### (3) 利用者拡大

広報活動（ホームページの開設を含む）を充実し、魅力ある自主事業の企画やプログラムの開発を行い、利用者拡大に努めること。

### (4) サービス向上

モニタリングや運営委員会の意見聴取、自己評価の実施等により、常に良好な管理とサービス向上のための業務の改善を行い、管理目標の達成に努めること。

### (5) 公の施設の業務管理

埼玉県が設置する公の施設の指定管理者として業務管理全般に万全を期すこと。

### (6) 県への報告等

県が行う議会への報告や各種統計・調査及びげんきプラザ間の連絡調整のための会議等への出席について、協力すること。

### (7) 事業計画書及び事業報告書

基本協定書（案）第9条に基づく事業計画書を提出するに当たり、収支予算案における自主事業収入（自主事業参加費、給食等負担費）と自主事業運営費（自主事業開催費、給食等運営費）については、それぞれが適正な金額であること及び両者が均衡することを確認できるように、それぞれの積算根拠を提出すること。

また、基本協定書（案）第11条に基づく事業報告書を提出するに当たっては、収支予算案の各項目に対する収支状況（決算額）及びその詳細な内訳を示すこと。

### (8) 地震等対応

長瀨町で震度5弱以上、又は埼玉県内で震度6弱以上の地震があった場合には、職員自身の安全確保に留意の上、できるだけ早く施設に参集し、人的被害、施設被害を確認して、その状況を生涯学習推進課に報告すること。

なお、長瀨げんきプラザは、長瀨町地域防災計画において避難所に指定されているため、指定管理者は長瀨町との覚書に従い、適宜協力すること。

## 施設の改築及び修繕等の実施及び費用負担区分

## 【実施区分】

区分	項目	内容	実施区分		実施区分の考え方
			甲	乙	
建物	改築又は大規模修繕 資本的支出及び見積額 250万円以上の修繕	躯体、基礎軸 組、鉄骨部 分、小屋組等 の取替	○		建築基準法施行令第1条に規定する「構造耐力上 主要な部分」については、所有者である甲が管理 すべきものであるため、必要に応じて甲が行う。
	見積額250万円未満 の修繕			○	本来の効用持続年数を維持するための業務として 乙が実施する。
構築物	新設等				基本的に構築物での新設等は考えていないが、必 要に応じ甲乙で協議する。
	資本的支出及び見積額 250万円以上の修繕		○		
	見積額250万円未満 の修繕			○	本来の効用持続年数を維持するための業務として 乙が実施する。
機械装置	新設等				基本的に機械装置単独での新設等は考えていない が、必要に応じ甲乙で協議する。
	資本的支出及び見積額 250万円以上の修繕		○		
	見積額250万円未満 の修繕			○	本来の効用持続年数を維持するための業務として 乙が実施する。
工具器具備品	購入			○	げんきプラザの管理運営上必要なものの購入であ るため、乙が実施する。なお、乙が委託料で購入 するものは甲の備品とする。
	資本的支出となる修繕		○		
	上記以外の修繕			○	本来の効用持続年数を維持するための業務として 乙が実施する。
上記以外の建物、構築物、機 械装置、工具器具備品の改 築・改造等		いわゆる「模 様替え」等		○	乙が委託料以外の費用により、サービス向上や効 率的な管理運営のため、改築等した部分について の権利を将来にわたって主張しないことが条件。
<p>基本的考え方</p> <p>※1 原則として、本体の効用持続年数を維持するために必要な限度の維持修繕（小修繕：見積額250万円未満のもの等）は、施設の管理に付随するものであるため、乙が実施し、それ以外は甲が実施する。</p> <p>※2 乙は、建物の改築又は修繕、構築物の新設等又は修繕、機械装置の新設等又は修繕及び備品の購入に当たっては、原則としてあらかじめ甲と協議し、承認を受けなければならない。</p>					

**【費用負担区分】**

実施区分と同様とし、埼玉県（甲）、指定管理者（乙）それぞれが費用を負担するものとする。ただし、天災その他不可抗力による建物等の損壊復旧に係る費用の負担については、甲、乙協議する。



資料 4

長瀬げんきプラザの利用料収入及び減免実績  
(平成29年度～令和元年度)

1 施設別利用料収入 (円)

	宿 泊 室	テント	プラネタリウム	その他施設	合 計
平成29年度	4,718,120	120,600		224,870	5,063,590
平成30年度	4,609,100	68,260		227,480	4,904,840
令和元年度	4,152,240	86,100		187,310	4,425,650

2 利用者別宿泊室利用料収入 (円)

	小中学生	高校生等	一般・学生	65歳以上	障害者	宿泊室使用料計
平成29年度	685,500	168,430	3,722,800		141,390	4,718,120
平成30年度	893,700	251,010	3,351,750		112,640	4,609,100
令和元年度	710,550	141,370	3,187,880		112,440	4,152,240

3 宿泊室利用料減免実績人数 (人)

	小中学生	高校生等	引率者等	65歳以上	障害者	減免者計
平成29年度	1,768	1,362	864		324	4,318
平成30年度	1,944	896	842		293	3,975
令和元年度	1,483	816	864		244	3,407

※ 65歳以上の高齢者について宿泊室使用料が減額になる制度については、平成25年7月1日から廃止

※ 令和元年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、令和2年2月29日から休所としている。

資料5

長瀬げんきプラザ利用料金及び実費徴収料金

1 長瀬げんきプラザ現行利用料金

(1) 宿泊室等使利用料(1人1泊)

区 分	本館宿泊室	テント
一般又は学生 (学生とは、大学、高等専門学校(専攻科)、専修学校(専門課程)に在学する者をいう。)	830円 (県外1,240円)	300円 (県外450円)
生徒又はこれに準ずる者 (高校、中等教育学校(後期課程)、専修学校(高等課程)、特別支援学校(高等部)、高等専門学校(専攻科を除く)に在学する者。及び義務教育終了後で満18歳未満の者)	520円 (県外780円)	200円 (県外300円)
義務教育終了前の者 (小中学生、特別支援学校生(小中等部))	300円 (県外450円)	100円 (県外150円)

※ 小学校就学前の者にあつては無料とする。

県外に住所を有する者にあつては括弧内の料金(百分の五十を加えた額)とする。

(2) 施設利用料金(団体単位)

使用施設県内外別	午 前	午 後	夜 間	1 日
第1研修室(県内)	1,030円	1,350円	1,030円	3,130円
(県外)	1,540円	2,020円	1,540円	4,690円
第2研修室(県内)	1,350円	1,770円	1,350円	4,080円
(県外)	2,020円	2,650円	2,020円	6,120円
和風研修室(県内)	410円	520円	410円	1,250円
(県外)	610円	780円	610円	1,870円
美術工芸室(県内)	620円	830円	620円	1,880円
(県外)	930円	1,240円	930円	2,820円
音 楽 室(県内)	1,150円	1,460円	1,150円	3,350円
(県外)	1,720円	2,190円	1,720円	5,020円
体育館全面(県内)	1,560円	2,080円	1,560円	4,700円
(県外)	2,340円	3,120円	2,340円	7,050円
体育館半面(県内)	780円	1,030円	780円	2,350円
(県外)	1,170円	1,540円	1,170円	3,520円

※ 県外に住所を有する者にあつては下段の料金(百分の五十を加えた額)とする

※ 宿泊利用者は、免除とする。

### (3) 料金徴収方法

施設利用料（宿泊室、研修室等）は、振込または当日現金徴収。

※ 指定管理者は、上記利用料金について、げんきプラザ条例の規定に基づき、あらかじめ教育委員会の承認を得て、百分の百二十を乗じて得た額を超えない範囲以内で定める。

### 2 教育課程に基づく利用者の利用料等の減免

げんきプラザ管理規則第6条で、「教育課程に基づく学習活動として利用する義務教育終了前の者又は生徒（県内の学校に在学する者に限る）とその引率者」については、次の使用料等を免除している。

#### (1) 宿泊室

#### (2) キャンプ用テント

※ 指定管理者は基本協定書（案）第4条第3項で「県との協議により減免制度を設けること」としているが、県としては現状と同様の減免制度を想定している。

### 3 実費徴収料金

#### (1) 現在の食事基本料金（※3歳未満は無料）

	中学生以上	小学生	未就学児
朝食	710円	660円	580円
昼食	760円	710円	630円
夕食	860円	810円	710円
合計	2,330円	2,180円	1,920円

#### (2) 特別な食事等

カレー炊飯 セット	焼きそば セット	朝食和食 セット	朝食洋食 セット	朝食パン食 セット	からあげ 弁当	おにぎり 弁当
730円	690円	560円	560円	560円	670円	2個入り 400円 3個入り 520円
豚肉 40g ジャガイモ 50g 玉ねぎ 50g 人参 50g カレー粉 米 福神漬 フルーツ サラダ油	豚肉 50g キャベツ 50g もやし 50g 紅ショウガ 焼きそば フライドポテト 鶏のからあげ	米 切り身魚 卵・納豆 お新香 味噌汁の素	米 ハム・レタス 卵 プチトマト スープの素	食パン ウインナー 卵・レタス ポタージュの 素・マーガリン	唐揚げ 白飯 お新香 スパゲティ お茶(500ml)	おにぎり (さけ・うめ・ 昆布・おかかの うち) お新香 お茶(500ml)

バーベキュー Aセット (950円)	バーベキュー Bセット (1,430円)	バーベキュー Cセット (1,950円)
豚肉 80g 鶏肉 80g ウインナー 2本 イカ 30g 玉ねぎ 1/5 人参 1/10 ピーマン 1/2 エリンギ 2カット 焼き肉のたれ サラダ油 ・	牛肉 50g 豚肉 50g 鶏肉 80g ウインナー 2本 イカ 30g 玉ねぎ 1/5 人参 1/10 ピーマン 1/2 エリンギ 2カット 焼き肉のたれ サラダ油 ・	牛肉 80g 豚肉 50g 鶏肉 80g ウインナー 2本 エビ(小エビ) 2本 イカ 30g 玉ねぎ 1/5 人参 1/10 ピーマン 1/2 エリンギ 2カット 焼き肉のたれ サラダ油 ・
焼きそば(麺)、生米、炊飯済みご飯のいずれか(1人前)		
オードブル(2,100円)(3~4人前)		
揚げ物、ハム、チーズ、ピザ、ナッツ等		

(3) シーツ等クリーニング料金

本館・バンガロー利用 190円(シーツ2枚、枕カバー1枚)

(4) その他の料金

炊事用薪(1束単価) 360円  
 キャンプファイヤー用薪 4,500円  
 キャンプファイヤーセット(薪・トーチ3本) 5,000円  
 毛布 1枚 310円  
 ハンコ 1セット 150円

(5) 実費徴収方法

食事代、シーツ等クリーニング代は退所日の朝に現金で支払い

4 食数の変更

利用開始日の3日前(休所日を除く)からの変更は、キャンセル料を徴収。

※ 食事等の実費徴収料金については、上記を参考に、社会教育施設としての本施設の性格を踏まえた提案をお願いします。

資料 6

長瀬げんきプラザの収支状況及び管理運営体制

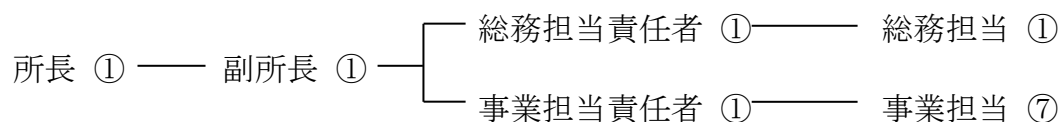
1 過去3年の収支状況

(単位：千円)

	項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度
収入	1 県委託料	68,580	68,431	68,834
	2 利用料金収入	6,556	6,388	5,686
	3 自主事業収入	29,379	29,590	25,999
	①自主事業参加費	3,926	4,973	4,317
	②給食等負担費	25,453	24,617	21,682
	収入合計	104,515	104,409	100,519
支出	1 人件費	43,413	43,002	41,365
	2 施設管理費	21,513	20,062	20,046
	①光熱水費	10,140	10,118	10,395
	②修繕費	4,308	3,020	2,922
	③維持管理費等	7,065	6,924	6,729
	3 広報費	748	820	830
	4 運営事務費	10,006	11,615	13,250
	5 自主事業運営費	28,670	28,706	24,785
	①自主事業開催費	4,896	5,685	4,962
	②給食等運営費	23,774	23,021	19,823
	支出合計	104,350	104,205	100,276
収支差額		165	204	243

※ 令和元年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、令和2年2月29日から休所としている。

2 管理運営体制 (※参考 令和2年度 職員12人)



※ ○内の数字は、職員数を表す。

資料 7

長瀬げんきプラザ自主事業（令和2年度）

事業名（実施時期・対象）	内 容
学校利用団体説明会 （4月6日、8月4日・学校利用団体の責任者等）	施設案内、申請書作成講座、キャンプファイア、 野外炊事講座
ながとろキッズダイニング （4月29日、6月21日、8月29日、 1月6日、2月23日・小学生と保護者）	野外炊事、レクリエーション、家庭教育アドバイザ ーによる子育て相談会
春だ！ちびっこ大集合！ （5月4日～5日・3歳～小学2年生と保護者）	料理体験、クラフト作り、土・草遊び等による 交流体験、保護者向けの子育て講座
定期利用団体クリーンオリンピック （5月14日・定期利用団体）	定期利用団体による清掃活動、交流会
7月宿泊団体説明会 （5月17日・宿泊利用団体の責任者等）	施設案内、申請書作成講座、キャンプファイア、 野外炊事講座
体験しよう！ワールドクッキング！ （5月23日・一般）	野外炊事、外国語のコミュニケーション体験、 レクリエーション、交流会
8月宿泊団体説明会 （5月24日・宿泊利用団体の責任者等）	施設案内、申請書作成講座、キャンプファイア、 野外炊事講座
長瀬ぼうけんクラブ（春・夏） （5月30日～31日、6月27日～28日、 7月25日～26日・小学4年～中学生）	長瀬・秩父地域探検、テント泊、野外炊事等
夏だ！ふれあいファミリーキャンプ （6月13日～14日・小学生以上と保護者）	野外炊事、火起こし体験、クラフト作り等によ る交流体験、テント泊体験
長瀬ワクワク体験キャンプリーダーセミナー （7月4日～5日・ 高校生、専門学校生、短大生、大学生）	長瀬ワクワク体験キャンプに向けたリーダー研 修
長瀬ワクワク体験キャンプ事前説明会 （7月5日、7月19日・参加者と保護者）	長瀬ワクワク体験キャンプの参加者及び保護者 向け事前説明会
オートキャンプに挑戦しよう！ ～車は僕らの秘密基地～ （7月11日～12日・一般）	オートキャンプ体験、野外炊事、キャンプと教 育講座、自然体験活動

事業名（実施時期・対象）	内 容
夏休み特別企画 ジオパークへ行こう！ 秩父で化石ハンティング！ （8月1日～2日・小学3年生以上と保護者）	秩父の地質学習、化石探し
わくわく未来事業 船玉まつりボランティアツアー （8月15日～8月16日・ 登校に不安を抱える児童生徒と家族）	長瀬町の「船玉まつり」の講義とボランティア活動
長瀬ワクワク体験キャンプ （8月19日～23日・小学4年～中学生）	長瀬散策、山や川のアクティビティ、野外炊事、キャンプファイア、テント泊の体験
長瀬で川ガキになろう！ ～ラフティングコース～ （8月30日・小学3年生以上 （身長130cm以上））	山川海の環境学習、ワークショップ、ラフティング体験
長瀬で川ガキになろう！ ～スタンドアップパドルボードコース～ （8月30日・小学5年生以上）	山川海の環境学習、ワークショップ、スタンドアップパドルボード体験
長瀬で川ガキになろう！ ～カヌーコース～（8月30日・小学生以上）	山川海の環境学習、ワークショップ、カヌー体験
いきいき体験事業 ながとろでカヌーに乗ろう！ （9月12日～13日・ 小中学校、特別支援学校の児童生徒と家族）	カヌー体験、アウトドア調理体験、川の学習
秋だ！ふれあいファミリーキャンプ （10月3日～4日・小学生以上と保護者）	野外炊事、火起こし体験、クラフト作り等による交流体験、テント泊体験
定期利用団体クリーンオリンピック2 （10月5日・定期利用団体）	定期利用団体による清掃活動、交流会
長瀬ぼうけんクラブ（秋・冬） （10月10日～11日、11月14日～15日、 12月12日～13日・小学4年～中学生）	野外炊事、野外宿泊体験、チームビルディングプログラム、プログラミング体験等
秋だ！ちびっこ大集合！ （10月24日～25日・ 3歳～小学2年生と保護者）	料理体験、げんきプラザ探検、クラフト作り等による交流体験、保護者向けの子育て講座

事業名（実施時期・対象）	内 容
長瀬げんきプラザ ハッピーハロウィン （10月31日・一般）	施設見学、レクリエーション
みんなでゆるっと女子キャン！ （11月7日～8日・20歳以上の女性）	おしゃれな野外調理を中心に、ゆったりとしたキャンプ体験
ちちぶ水めぐり ～名水と紅葉の秋～ （11月21日～22日・一般）	秩父地域の名水探訪、水の研究体験、自然散策
SDGs ってなんだろう？ ～君にもできる小さな一歩～ （11月27日～29日・ 登校に不安を抱える児童生徒と家族）	エコプロダクツ見学、自然観察、レポート作成
ユネスコ世界無形文化遺産登録 秩父夜祭りと屋台ばやし体験 ～銘仙羽織って、ひとめぐり～ （12月2日～3日・一般）	秩父夜祭りの見学と、屋台ばやし体験、ちちぶ銘仙羽織体験等
長瀬アルプストレイルレース ～ジュニアの部～ （12月20日・小学5年～中学生）	宝登山を走るトレイルランレース
長瀬アルプストレイルレース ～親子の部～ （12月20日・小学3年生以上と保護者）	宝登山を親子で走るトレイルランレース
秩父の6次産業を知ろう！ ～味噌・酒・メープル～ （1月22日～23日・一般）	味噌仕込み体験、酒蔵見学、6次産業に関する講座等
人生の思い出ノート作りをしよう！ （1月27日、2月24日、3月24日・高齢者）	人生のふりかえりノートを全3回に渡って作成する
宝登山アートギャラリー （1月29日、30日、31日・一般）	障害者の生涯学習をテーマに、障害のある方が創作した作品を宝登山で展示する
いざという時のために ～生き抜く力のアウトドア講座～ （2月13日～14日・小学5年生以上）	野外炊事、刃物の使い方、緊急時におけるシミュレーション
刃物とジビエから学ぶ「生きる力」 （2月27日～28日・小学生以上）	刃物の使い方、ジビエ料理についての講座



事業名（実施時期・対象）	内 容
長瀬でイングリッシュキャンプ！ ～Let's have fun!～ （3月6日～7日、小学3年～中学生）	英語を交えてのレクリエーション、アウトドアクッキング
おともだちをたくさんつくろう！ ～げんきいっぱいがっこうデビュー～ （3月13日～14日・2021、 2022年に小学生になる子供と保護者）	友達作りのレクリエーション 保護者向けの学校講座、自然体験、家庭教育アドバイザーの講座
出前講座  （通年・学校、各種団体）	はんこ作り、勾玉づくり、バードコール作り、 スポーツチャンバラ、各種クラフト、イベント 運営指導等
長瀬オープン学習スペース （随時・長瀬町周辺の児童生徒）	学習スペースの開放

## 資料 7-2

### 長瀬げんきプラザの特色を活かした自主事業について

長瀬げんきプラザは、周辺に多くの文化財や天然記念物があり、豊かな長瀬の自然に囲まれています。

長瀬げんきプラザの特色としては、周辺の山や川を活かした自然体験活動が可能であり、近隣に設置されている県立川の博物館や県立自然の博物館等と連携した事業も考えられます。

また、施設備品として、カヌー20艇、マウンテンバイク64台、サイクリング車39台を配置しています。

これらを踏まえ、特色を活かした自主事業の企画を御提案願います。

また、提案は、実施することを前提にできるだけ具体的にお願いします。

なお、提案に当たっては、下記の(1)から(5)までの項目を必ず記載してください。

(1) 自主事業名 (仮称)

(2) 対象

※ 異なる対象ごとに複数実施する場合は、下記(3)～(5)もそれぞれの対象ごとに記載願います。

(3) 事業内容

※ 提案者が有するノウハウなど、特に工夫できる点がある場合は、併せて記載願います。

(4) 広報展開

※ 提案者が有するノウハウなど、特に工夫できる点がある場合は、併せて記載願います。

(5) 事業で得られる学び

※ 学びの成果の活用場面まで想定できる場合は、併せて記載願います。

### 資料 7-3

#### 県の施策を踏まえた自主事業（地域の課題解決に向けた事業）について

げんきプラザは、生涯学習活動の振興の場としても県の施策を踏まえた自主事業を展開していくことが求められているところです。しかし、指定管理者制度のもとでは、事業の採算を考慮すると実施されにくい分野でもあります。

今回、第3期目の指定管理者の募集に当たり、今後の指定管理施設での自主事業についても新しい取組が期待されています。

埼玉県社会教育委員会議建議 すべての人が学び、生かし、支え合える地域社会づくりのために（平成31年4月）では、埼玉県の現状から、社会教育における学びを通して、解決に向けて取り組むことが可能な地域課題として①地域の防災教育②子育て支援③家庭や地域の教育力を生かした学習支援④アクティブシニアの活躍や高齢者の支援⑤障害者の学習支援⑥国際交流、多文化共生を挙げています。そして、地域課題解決のために、地域課題を適切にとらえ、その解決に向けた学びを推進することが重要だとしています。

このことを踏まえ、上記の地域課題の中から、課題解決に向けた学習機会の提供となるような自主事業のアイデアについて民間のアイディアやノウハウを活用した提案を数点お願いします。

また、提案は、実施することを前提にできるだけ具体的をお願いします。

なお、提案に当たっては、下記の（1）から（5）までの項目を必ず記載してください。

#### 参考

埼玉県社会教育委員会議建議

すべての人が学び、生かし、支え合える地域社会づくりのために（平成31年4月）

<https://www.pref.saitama.lg.jp/f2215/syakaikyokuikuiinkaigi/documents/h29-30kengi.pdf>

埼玉県5か年計画 <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0102/5-keikaku/29-index.html>

第3期埼玉県教育振興基本計画 <https://www.pref.saitama.lg.jp/f2203/dai3ki.html>

（1）自主事業名（仮称）

（2）対象

※ 年齢層、性別等、特に事業効果が期待できる対象者層などがある場合は、記載願います。

(3) 事業内容

※ 提案者が有するノウハウなど、特に工夫できる点がある場合は、併せて記載願います。

(4) 広報展開

※ 提案者が有するノウハウなど、特に工夫できる点がある場合は、併せて記載願います。

(5) 事業への参加促進につながる仕掛け、得られる学びについてアピールポイントなどを記載願います。

※ 事業後に、学んだ成果を生かして、課題解決の活動につながることを想定できる場合は記載願います。

## 埼玉県社会教育委員会議建議

すべての人が学び、生かし、支え合える地域社会づくりのために（平成31年4月）  
（抄）

### 第1章 埼玉県における社会教育の状況と地域課題

#### 2 地域課題の現状

地域課題と一括りに表現しても、地域の実情に応じて様々な地域課題が考えられ、都市部や山間部等の地域性によって、地域課題の状況は異なってくる。

そこで、本会議においては、「社会教育における学びを通して、解決に向けて取り組むことが可能か」という視点で検討を重ね、①地域の防災教育、②子育て支援、③家庭や地域の教育力を生かした学習支援、④アクティブシニアの活躍や高齢者の支援、⑤障害者の学習支援、⑥国際交流、多文化共生の6つの地域課題を選定した。

##### （1）地域の防災教育

防災教育は、地域に属する一人一人の防災意識の向上を図り、地域内の連携を促進することなどにより、地域の防災力（災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防いだり、災害の復旧を図ったりする力）を強化することを目的としている。また、防災教育の実施に当たっては、地域の災害履歴や防災に関する「知識」、皆で協力して災害に立ち向かおうとする「態度」、安全な避難や的確な救命救急などを実践できる「技能」をバランスよく育成していくことが求められている。

埼玉県地域防災計画によると、「埼玉県の防災対策の基本方針」として、「自助、共助の強化」を挙げ、家庭における取組（家具の固定、災害用伝言サービスの利用、家庭内備蓄等）を促進することにより自助を強化するとともに、自主防災組織などの共助の能力を高めることで、県民の被害を最小化するとある。また、県内の自主防災組織率（自主防災組織活動カバー率）が90.4%（平成30年4月1日現在）となっており、全国平均83.2%を上回っている。

防災教育の課題としては、自治体側で地域における災害発生時の役割分担やマニュアルを作成するとともに、地域住民一人一人が減災の具体的な方法や避難所運営、災害弱者に対する対応等に関する知識を習得し、防災意識を高めていく必要がある。併せて、市町村や校区等の境界を超える広域の防災組織や連携体制について検討する必要がある。

##### （2）子育て支援

埼玉県における子育てに関する状況は、「埼玉県子育て応援行動計画」によると、埼玉県におけるひとり親世帯数は、平成7年度に減少したものの、平成22年度まで上昇傾向となっている。特に、母子世帯数は、平成7年度から平成22年度の間に約1.5倍増加している。また、埼玉県の児童虐待相談の受付件数は平成15年度から平成25年度の間に約3倍に増えており、子供を虐待から守るために、虐待の未然防止・早期発見・早期対応がますます重要になってきている。さらに、子供の貧困率（全国）は、平成15年度（1

3. 7%)から平成24年度(16. 3%)までの約10年間で2. 6ポイント上昇している。

子育て支援に関する取組として、「親の学習」及び子育てに関する知識・技能を有する「埼玉県家庭教育アドバイザー」を、市町村や各学校、幼稚園・保育所等で行われる「親の学習」講座や家庭教育学級、子育て講座などに指導者として派遣している。

しかしながら、核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育てに不安を抱える親は多く、中には、地域行事へ参加することを負担に感じたり、地域と関わりを持とうとしなかったりと親の意識が変化してきている。このような状況は、親や子供の孤立化を招き子供同士の関わり方やコミュニケーション能力の育成にも影響が出てくる。また、父親や祖父といった立場から子供の成長に関わることも重要であり、働く女性や男性の地域参画といった男女共同参画の視点からも家庭における父親の働きぶりが大切になっている。さらに、子育てに関しては、世代によって考え方の違いもみられるので、世代を超えた価値観の違いを共有していく場や早期から乳幼児とふれあう体験の場も必要である。

#### (3) 家庭や地域の教育力を生かした学習支援

平成27年12月、中央教育審議会の答申「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」では、これからの地域と学校の目指すべき連携・協働の方向性として、「地域とともにある学校」、「子供も大人も学び合い育ち合う教育体制の構築」、「学校を核とした地域づくりの推進」の3つが示され、その方策として、「地域学校協働活動」の推進、「地域学校協働本部」の整備、「コミュニティ・スクール」の推進が提言された。これを受け、平成29年4月には、社会教育法が改正され、地域学校協働活動の推進に向けた規定が整備された。

県内の公立小中学校では、学校・家庭・地域が一体となった子供の育成を図ることを目的とした「学校応援団」が設置され、平成24年度から、その組織率は100%となっている。また、学校と地域の調整役である「学校応援コーディネーター」も、全ての小中学校に配置され、その配置状況は、小学校1, 699人、中学校642人(平成29年度)となっている。本取組の課題としては、ボランティアの一層の確保や学校応援コーディネーターの養成、活動内容の充実、「地域学校協働本部」への発展が挙げられる。

「放課後子供教室推進事業」は、子供たちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進するため、安心・安全な居場所を確保するとともに、土曜日に地域の多様な人材を活用した学習プログラムを企画・実施する取組を支援している。その取組状況は、「放課後子供教室」39市町・363校で、「土曜日の教育支援」15市町・219校となっている(平成29年度)。

#### (4) アクティブシニアの活躍や高齢者の支援

埼玉県における高齢化の状況として、65歳以上の高齢者人口は183万人を超え(平成29年1月1日現在)、高齢化率は25. 0%となっている。全国平均と比べると低く推移しているが、今後30年間で3倍以上に上昇する見込みである。

高齢者の学習機会は、県内の市町村で実施している社会教育学級・講座のうち、「高齢

者のみを対象にしている学級・講座」は、1, 110件で、全体の9. 3%（平成29年度）となっているが、「成人一般を対象にしている講座・学級」の参加者も60代以上がほとんどを占めている。また、県内や近隣の大学と協力して、大学の開放授業講座（リカレント教育）が実施されており、各市町村等における高齢者向け市民大学などに関する情報を埼玉県ホームページ内の「生涯学習ステーション」にて提供している。

また、シニアの地域社会活動に対する意識は、地域活動やNPO・ボランティア活動に参加したことがあるシニアは39. 1%となっている。（平成29年度県政世論調査）

公民館で開催される講座をはじめ社会教育行政が提供する学習の機会では、高齢者が大きな割合を占めている傾向が見られるが、学習のみで終わっているケースが多く、学習の成果が地域活動等に生かされていないことが課題として挙げられる。また、社会教育関係団体や公民館のサークル等では、高齢化による活動の継続が困難な状況も見られる。

#### （5）障害者の学習支援

文部科学省に設置された「学校卒業後における障害者の学びの推進に関する有識者会議」から平成30年9月に示された「学校卒業後における障害者の学びの推進方策について（論点整理）」によると、平成26年の「障害者の権利に関する条約」の批准や、平成28年の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行といった社会的な動きがある。平成29年4月「特別支援教育の生涯学習化に向けて」と題する文部科学大臣メッセージが出され、障害者の生涯を通じた多様な学習活動を支援するための取組の推進が示された。

埼玉県では、「第5期埼玉県障害者支援計画」において、「交流・ふれあいの機会や多様な学習機会の拡大」を示している。障害者の自立と社会参加を進めるため、障害者社会参加推進センターの運営やそれぞれの障害に対応した生活訓練事業などの質の向上に努めるとともに、障害者の社会参加に必要な各種事業を実施している。

また、県内の市町村で実施している社会教育学級・講座のうち、「障害者のみを対象にしている学級・講座」は、27件で、全体の0. 2%（平成29年度）となっている。

社会教育行政が提供する学習の機会では、障害者も対象としていることが多いが、実際には、施設のバリアフリー化の問題や、学習や活動の内容等において、障害者が気軽に参加できる環境が整っているとは言い難い。また、障害のある者と障害のない者が、一緒に学んだり、交流したりする機会も少ないことが課題として挙げられる。

#### （6）国際交流、多文化共生

我が国における中長期在留者数は231万人（平成30年6月末現在）を超え、地域における日本語教育の充実などが進められている。

埼玉県における在留外国人数は、17万3千人（平成30年6月現在）を超え、県人口の約2. 4%を占めており、県民の約50人に1人が外国人ということになる。10年前と比べると、約1. 4倍に増加しており、全国的に見ると、在留外国人数は都道府県で第5位の多さとなっている。

また、在留外国人の国籍は150か国と幅広く、中国（39. 0%）が最も多く、次い

でベトナム（12.0%）、フィリピン（11.6%）となっている。

これらの状況により、県内の外国人が多い地域では、公民館や生涯学習センター、図書館、博物館等の社会教育施設（以下、「社会教育施設等」と表記）において、外国人を対象にした「日本語教室」や、外国人に日本語を教える「日本語ボランティア養成講座」等が実施されている。

さらに、「埼玉県多文化共生推進プラン」では、多文化共生社会づくりを進める上での解決すべき課題として、①情報が正確に伝わらないことにより誤解が生じたり、コミュニケーションを図ることができなかつたりする「ことばの壁」、②制度の理解不足等により、住宅、教育、就労、医療、防災及び防犯など、様々な分野でのサービスを受けていない「制度の壁」、③外国人との距離を置いたり、コミュニケーションを避けたりする日本人や、日本人との積極的な関わりを避ける外国人の双方の間にある「こころの壁」の3つを挙げている。



## 資料 8

## 施設・設備等保守管理業務一覧

## 【委託業務】

業 務 名	業 務 内 容
1 エレベーター設備保守点検業務	油圧式エレベーターの保守点検（12回／年） （定員 11 名、重量 750 kg）
2 冷暖房設備保守点検業務	冷暖房切替各 1 回、総合点検、清掃、調整（3回／年）
3 浴槽循環ろ過装置保守点検業務	総合点検、清掃、調整、フィルター交換（3回／年）
4 汚水処理施設維持管理保守点検業務	定期点検（1回／月）水質検査（2回／年） 汚泥引き抜き（1回／年） 合併処理（接触ばっ気方式）浄化槽 180人槽 計画処理水量32.4m <sup>3</sup> ／日
5 自動火災報知設備保守点検業務	機器点検（2回／年）総合点検（1回／年）
6 自家用電気工作物保安管理業務	月次・年次点検 年計13回 自家用電気工作物点検 年12回（月次） 受配電設備等点検年次 年1回 設備容量 300 KVA 最大電力 28 KW 受電電圧 200V
7 非常用自家発電設備保守点検業務	6ヶ月点検、12ヶ月点検 発電機関係：出力：65KVA 電圧：200V 電流188A 内燃機関係：出力：82PS 始動方式：電気式 冷却方式：放水式 燃料：軽油 燃料消費率：180gr／PS-hr 蓄電池 形式：HS120-6E×4（120Ah 24V）
8 建物管理(清掃)業務	館内清掃：常時（延床面積：3,765m <sup>2</sup> ） 床の表面洗浄・ワックス（1回／年） 床の剥離洗浄・ワックス（1回／年） カーペット部分クリーニング（1回／年） カーペット全面クリーニング（1回／年） 窓ガラス清掃（2回／年）、照明器具清掃（1回／年）、 草刈り（3回／年）簡易専用水道検査（1回／年）

9	機械警備業務	夜間及び休所日における機械警備並びに定期的巡回警備（3回／週）
10	給湯ボイラー保守点検清掃業務	給湯ボイラーの保守点検清掃：年1回 給湯ボイラー腐食抑制剤の投入：年2回
11	受水槽保守点検清掃業務	受水槽清掃点検：年1回
12	HP保守運用業務	ホームページの保守運用：適宜
13	一般廃棄物処理業務	可燃ごみ 2回／週 不燃ごみ 2回／月
14	産業廃棄物収集運搬処分	産業廃棄物の収集運搬及び処分：適宜
15	自動ドア保守点検業務	保守管理：年2回 赤外線反射センサー方式 管理棟入口：DS-75S 管理棟事務室側：DSN-75D 宿泊棟：DS-75D 宿泊棟南側：DSN-75S

【その他外注業務】

業 務 名		業 務 内 容
1	環境衛生管理業務	浴槽水レジオネラ菌検査（2回／年） 冷却塔レジオネラ菌検査（1回／年） 館内消毒（1回／年） 敷布団、掛布団、毛布、ヘッドパッド、枕 ：洗濯品交換（1回／年）＋乾燥（1回／年） ベッドカバー：クリーニング（2回／年） 浴槽配管洗浄（1回／年） グリストラップ清掃（1回／年）
2	施設設備等維持管理	自転車103台点検（2回／年）

別添

長瀬げんきプラザ清掃・警備業務委託

1 警備委託

(1) 警備内容

- ア 火災、盗難及び損壊行為の予防、発見、拡大防止
- イ 事故確認時における関係者への通報、連絡及び緊急処置
- ウ 巡回時における構内及び庁舎の外観の点検検査

(2) 警備実施方法

- ア 業務担当基準時間  
開所日：午後5時から翌日午前8時30分まで。  
休所日：午前8時30分から翌日午前8時30分まで。
- イ 機械による監視  
指定する各部屋について、外部からの不法侵入を十分感知するに足りる数量及びセンサー類を設置し、集中管理センターで常時監視する。
- ウ 機械のセット  
指定する1部屋又は数部屋単位でブロック分けをし、各ブロックごとにセット又は解除ができるものとする。
- エ 巡回警備  
警備は、機械による監視と巡回警備の併用とする。  
巡回警備は、外周巡回とし土日のいずれか1日を含む週3日について、夜間午後11時以降に1回行うものとする。

2 清掃委託

(1) 清掃面積

床面積 3765.00㎡  
外回り 7646.00㎡

(2) 作業内容

施設内及び周辺を整備するため、日常清掃及び定期清掃を実施する。

- ア 日常清掃  
床清掃、ゴミ収集、トイレ清掃、浴室清掃等  
外回りの非舗装部分については、除草を含む。
- イ 定期清掃（作業内容によって、1～3回）  
除草、芝刈り：年3回  
床の表面洗浄（剥離洗浄）及びワックスかけ：年2回  
体育館の床については水拭き及びワックス掛けを行わない清掃の実施：年3回  
カーペットクリーニング：年1回、窓ガラス清掃：年2回  
便器・洗面台の定期洗浄、照明器具清掃、浴室カビ取り：年1回  
簡易専用水道検査

## 資料 8 - 2

### 長瀬げんきプラザにあるカヌーと自転車について

#### 1 カヌーについて

20 艇あり、全て県貸与物品になります。

サイズは、500mm×60mm×20mmで、対象は小学4年生以上です。

ただし、小中学生は、保護者の同伴が必要です。

指導者がいる場合にのみ貸出しを行います。

利用団体からの希望により指導者の紹介をしています。

指導者の講師料は、利用者が指導者に直接問い合わせいただき、支払います。

#### 2 自転車について

マウンテンバイク 64 台、サイクリング車（ロードタイプ） 39 台があり、すべて県貸与物品になります。

マウンテンバイクは、大人用（26 インチ）が 49 台、小人用（22、24 インチ）が 15 台あります。

サイクリング車は、すべて大人用（26 インチ）になります。

その他、自転車用ヘルメットがあります。

#### 3 貸出しについて

利用者（日帰り利用・宿泊利用）から申請があれば無償で貸出しの対応をしています。

## 資料 9

### 埼玉県立長瀬げんきプラザの管理に関する基本協定書（案）

埼玉県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、令和 年 月 日付け 第 号による指定管理者の指定に基づく指定管理業務について、埼玉県立げんきプラザ条例（以下「条例」という。）第 21 条第 2 項の規定により、次のとおり協定を締結する。

#### （指定管理業務）

第 1 条 甲は、条例第 18 条第 1 項の規定に基づき、次に掲げる業務を乙に行わせる。

- （1） 集団宿泊活動に関する業務
- （2） 自然体験活動に関する業務
- （3） 生涯学習活動に関する業務
- （4） 施設利用に関する業務
- （5） 長瀬げんきプラザの施設、設備及び物品の維持管理に関する業務
- （6） その他甲が必要と認める業務

2 前項各号に掲げる業務の細目は、別紙 1 「指定管理業務に関する仕様書」に定めるとおりとする。

#### （善管注意義務）

第 2 条 乙は、関係法令及びこの協定書の定めるところに従うほか、甲が必要に応じて指示する事項を遵守の上、善良なる管理者の注意をもって、長瀬げんきプラザを常に良好な状態で管理する義務を負う。

#### （委託料）

第 3 条 甲は、甲と乙が毎年度予算の範囲内において別に締結する年度協定に基づき、指定管理業務に対する委託料を、乙に支払うものとする。

#### （利用料金）

第 4 条 利用者が納付する利用料金は、乙の収入とする。

2 乙は、条例別表に定める額の範囲内において、あらかじめ甲の承認を受けて、利用料金の額を定めるものとする。

3 乙は、甲との協議を経て、利用料金の減免制度を設けるものとする。

4 乙は、利用料金の納期限を設定又は変更しようとするときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

#### （管理の基準）

第 5 条 乙が行う長瀬げんきプラザの管理の基準は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 臨時に休所日を定める場合は、あらかじめ甲の承認を受けること。
- （2） 施設又は設備（以下「施設等」という。）を利用することができる時間を変更するときは、あらかじめ甲の承認を受けること。

- (3) 休所日及び利用時間並びに利用料金は、見やすい場所に掲示すること。
- (4) 長瀬げんきプラザの施設等を引き続き利用することができる期間を変更するときは、あらかじめ甲の承認を受けること。
- (5) 利用の許可及び許可の取消し又は利用の停止は、条例第7条、第10条及び第25条第3項並びに次条の規定により行うこと。
- (6) 利用の許可を拒み、若しくは取り消し、又は利用を停止させた者については、その記録を作成し、速やかに甲に報告すること。
- (7) 受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）を防止するために必要な措置を講じること。
- (8) 施設及び設備は、定期的保守点検を行い、その記録を作成すること。
- (9) 施設、設備及び物品の維持管理を適切に行い、必要な修繕は速やかに行うこと。
- (10) 施設、設備及び物品を滅失し、又は施設、設備及び物品の重要な個所を棄損したときは、速やかに甲に報告すること。
- (11) 施設又は施設利用者に災害、事故その他の不測の事態が生じたときは、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに甲に報告すること。
- (12) 建物の改築又は修繕、構築物の新設等又は修繕、機械装置の新設等又は修繕及び備品の購入等に当たっては、あらかじめ甲と協議し、承認を受けること。
- (13) 自動販売機及び公衆電話等の設置に当たっては、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第238条の4第7項の規定による行政財産の使用についての許可を受けること。
- (14) 防災、防犯その他の不測の事態への対応等についてマニュアルを作成し、職員に周知徹底すること。
- (15) 指定管理業務に係る収入及び支出は、乙の他の口座と別の口座で管理すること。
- (16) 指定管理業務に係る会計処理は、他の事業と区分して経理すること。
- (17) 指定管理業務に係る会計書類は、甲の各会計年度の終了後、5年間保存すること。
- (18) 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報は、第23条に定めるところにより適正に取り扱うこと。
- (19) その他適正な管理を行うため、甲が必要と認める事項。  
(利用者に関する許可の基準等)

第6条 乙は、利用の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設、設備又は物品を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 他の利用者に迷惑をかけ、又はかけるおそれがあるとき。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行

うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(5) 衛生上支障があるとき。

(6) げんきプラザの設置の目的に反するおそれがあると認められるとき。

(7) その他管理上支障があると認められるとき。

2 乙は、前項各号に掲げる事項を許可の基準として定め、これを当該申請の提出先とされている事務所（以下この条において「事務所」という。）に備付けその他適当な方法により公にしておかなければならない。

3 乙は、利用に係る申請が事務所に到着してから当該申請に対する許可等をするまでに通常要すべき標準的な期間を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、当該事務所に備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。

4 乙は、条例第10条及び第25条第3項の規定による当該利用の許可の取消し等の不利益処分をするときに必要とされる基準を定め、かつ、これを事務所に備付けその他の適当な方法により公にしておくよう努めなければならない。

5 乙は、前項の不利益処分をするときは、埼玉県行政手続条例（平成7年埼玉県条例第65号、以下本条において「行政手続条例」という。）第12条から第26条までの規定の適用があることに留意するとともに、行政手続条例第13条第1項第1号の聴聞を実施するときは、埼玉県聴聞規則（平成6年埼玉県規則第76号）の例により当該聴聞の手続を行うものとする。

6 乙は、行政手続条例第35条の3の規定に基づく申出書の提出を受けたとき、申出に基づき必要な調査を行ったとき及び調査の結果に基づき処分を行ったときは、速やかに甲に報告するものとする。

7 乙は、身体障害者が施設を利用する場合において身体障害者補助犬（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条に規定する身体障害者補助犬をいう。）を同伴することを拒んではならないものとする。

（総括責任者の配置）

第7条 乙は、乙の職員のうちから指定管理業務に関する総括責任者を配置し、当該責任者の住所、氏名その他必要な事項を甲に報告しなければならない。当該責任者に係る事項を変更したときも、同様とする。

（利益供与に関する指導）

第8条 乙は、乙の職員その他乙の指導命令下にある者が、指定管理業務の執行に関連して、長瀬げんきプラザの利用者等から利益の供与を受けることがないように、必要な指導を徹底するものとする。

（事業計画等）

第9条 乙は、令和3年度から令和7年度までの年度ごとに、あらかじめ次に掲げる内容について年度別事業計画を作成し、各年度の前の年度の10月末日までにその計画書（様式 ）を甲に提出するものとする。また、乙は、指定管理業務開始年度の年度別事業計画書を作成し、速やかにその計画書を甲に提出するものとする。

- (1) 施設の基本的な運営方針
- (2) 事業計画（自主事業の実施計画を含む。）及び施設の利用見込み
- (3) 指定管理業務に係る当該年度の収支予算案
- (4) 管理執行体制
- (5) その他甲が必要と認める事項

2 甲は、前項の規定により提出された事業計画について、必要があると認めるときは、乙に対してその変更を指示することができる。

3 乙は、乙の各事業年度の決算が確定した後、速やかに法人の決算書及び関係書類（法人でない団体についてはこれに準ずる書類）を甲に提出しなければならない。

4 乙は、甲の承認を得なければ、甲に提出した事業計画を変更することができない。  
（定期報告）

第10条 乙は、次に掲げる事項について、毎月10日までに前月の状況を甲に報告するものとする。

- (1) 利用状況報告書（様式 ）
  - (2) 利用料金等収入報告書（様式 ）
- （事業報告書）

第11条 乙は、法第244条の2第7項の規定に基づき、毎年度終了後30日以内に次に掲げる内容について事業報告書（様式 ）を作成し、甲に提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 施設の利用状況
- (3) 料金収入の実績や管理経費等の収支状況
- (4) その他甲が必要と認める事項

2 乙は、年度の中途において条例第22条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に、当該年度の当該日までの間の事業報告書を甲に提出しなければならない。

（自己評価制度）

第12条 乙は、長瀬げんきプラザの効果的・効率的な管理及びサービスの向上の観点から、指定管理者としての管理運営について、毎年度自己評価を実施して、その報告書を前条第1項の事業報告書とともに甲に提出しなければならない。

（業務状況の聴取等）

第13条 甲は、法第244条の2第10項の規定に基づき、乙に対して当該指定管理業務及びその経理の状況に関し、定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

（公の施設の管理目標の達成等）

第14条 乙は、甲、乙協議の上甲が設定する公の施設の管理目標を達成するよう努めなければならない。



2 甲は、前項に規定する管理目標の達成状況を確認し、乙に対して必要な指示をすることができる。

(納税証明書の提出等)

第 15 条 乙は、指定の期間中、各事業年度の最終日から 3 月以内に法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税の納税証明書を甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項に規定する納税証明書を確認し、必要があると認める場合には、乙に対して、乙の経営状況に関し必要な報告を求めることができる。

(モニタリングの実施)

第 16 条 甲は、この協定に定めるもののほか、乙の実施する指定管理業務その他長瀬げんきプラザにおける良好な管理及びサービスの質を維持するため必要な事項について定期的に又は必要に応じて臨時にモニタリングを自ら実施し、又は乙に実施を指示することができる。

2 甲は、前項のモニタリングの結果、長瀬げんきプラザにおける良好な管理及びサービスの質を維持するため必要があると認める場合には、乙に対して業務の改善等の必要な指示を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができる。

(地位の承継等の禁止)

第 17 条 乙は、指定管理者の地位を第三者に承継させ、譲渡し、担保に供し、又はその他の処分をしてはならない。

(委託等の禁止)

第 18 条 乙は、指定管理業務の執行に当たり、当該業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、あらかじめ甲の承認を受けた場合に限り、当該業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができる。

3 前項の場合において、乙は第三者との間で締結した契約書の写しその他必要な資料を甲に提出しなければならない。

4 乙は、第 2 項の規定により当該業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせるときには、当該第三者の責めに帰すべき事由を全て乙の責めに帰すべき事由として責任を負わなければならない。

(譲渡等の禁止)

第 19 条 乙は、長瀬げんきプラザの施設、設備及び物品を第三者に譲渡し、転貸し、又は賃借権その他の使用若しくは収益を目的とする権利を設定してはならない。

(通称の使用)

第 20 条 乙は、長瀬げんきプラザに通称を使用する場合は、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。

(文書の管理・保存)

第 21 条 乙は、指定管理業務の執行に当たり作成し、又は取得した文書等について

は、別記1「文書管理上の留意事項」に基づき、適正に管理・保存しなければならない。

(秘密の保持)

第22条 乙は、指定管理業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は指定管理業務の執行以外の目的に使用してはならない。指定の期間が満了し、又は指定が取り消された後においても同様とする。

2 乙は、第18条第2項の規定に基づき、指定管理業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合には、当該第三者に対し、前項の規定の例による義務を負わせなければならない。

(個人情報の保護)

第23条 乙は、指定管理業務を通じて取得する個人に関する情報の取扱いについては、別記2「個人情報取扱特記事項」によらなければならない。

(情報公開)

第24条 乙は、指定管理業務の執行に当たり作成し、又は取得した文書等であって、乙が所有しているものについては、乙が定める情報公開規程等により開示するものとする。

2 乙は、前項の情報公開規程等を定めるに当たっては、甲と協議するものとする。当該情報公開規程等を変更しようとするときも、同様とする。

(県内中小企業への配慮)

第25条 乙は、指定管理業務の執行に当たり、次のとおり県内中小企業者への配慮に留意するものとする。

(1) 工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、県内中小企業者の受注機会の増大に努めること。

(2) 物品の調達に当たっては、県内中小企業者が製造又は加工した物品の利用の推進に努めること。

(環境への配慮)

第26条 乙は、指定管理業務の執行に当たり、次のとおり環境への配慮に留意するものとする。

(1) 電気、ガス、水等の使用量削減に向けた取組を進め、省エネルギーの徹底と二酸化炭素などの温室効果ガスの排出抑制に努めるとともに、廃棄物の発生を抑制し、リサイクルの推進や適正処理を図ること。

(2) 資源採取から廃棄に至るまでの物品等のライフサイクル全体について、環境負荷の低減に配慮した物品等の調達に努めること。

(障害者雇用等への配慮)

第27条 乙は、指定管理業務の執行に当たり、次のとおり障害者の雇用等に最大限の配慮を行うものとする。

(1) 県内に在住する障害者の雇用拡大に努めること。

(2) 物品の調達等に当たっては、県内障害者就労施設等からの調達に努めること。  
(施設、設備及び物品の使用)

第 28 条 乙は、指定管理業務の執行に当たり、甲の所有に属する長瀬げんきプラザの施設、設備及び物品を使用することができる。

(備品の取扱い)

第 29 条 乙が指定管理業務を行うに当たり、甲が支払う委託料を充て埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号)第170条第1項第1号に規定する備品を購入したときは、当該備品の所有権は甲に帰属するものとする。

2 乙は、前項に規定する備品を購入するときは、あらかじめ甲と協議し、承認を受けなければならない。

(施設の現状変更の実施区分等)

第 30 条 第5条第12号に規定する現状変更を行おうとする場合の実施区分は、別紙2のとおりとする。

2 乙は、第5条第12号の規定に基づき施設の現状変更を行った場合は、あらかじめ甲の承認を得た場合を除き、甲の立会いによる確認を受けなければならない。

3 乙は、甲が必要と認めるときは、当該施設の現状変更に使用した設計図、施工図、その他の書面を甲に提出しなければならない。

4 甲は、第2項の確認において、当該施設の現状変更の不備があると認められるときは、その改善を指示することができる。

(火災保険契約等)

第 31 条 甲は、甲の所有に属する施設について、火災保険契約(火災、落雷、破裂、爆発による損害並びにこれに関連する損害を対象とする保険契約をいう。)を締結するものとする。

2 乙は、指定管理業務を開始する日までに、別紙3に定める内容の保険契約を締結するものとし、指定の期間中、当該保険契約に引き続き加入していなければならない。

3 乙は、前項の規定に基づく保険契約について、保険証券その他内容を証する書面を速やかに甲に提出しなければならない。保険契約を更新又は変更した場合も同様とする。

(天災等による供用の休止等)

第 32 条 甲は、天災その他やむを得ない事由により長瀬げんきプラザの施設等の全部又は一部を利用させることができないと認めるときは、その旨を乙に通知し、当該施設等の全部又は一部の供用を休止させることができる。

2 乙は、予期することができない事由により長瀬げんきプラザの施設等の全部又は一部を利用させることができないと認めるときは、甲の承認を得た上、当該施設等の全部又は一部の供用を休止することができる。

3 前2項の規定する供用の休止により生じる損失その他経費の負担は、甲、乙協議

の上決定するものとする。

(第三者の損害の負担)

第 33 条 乙は、指定管理業務の執行に当たり、乙の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。

2 乙は、乙が行う長瀬げんきプラザの管理に瑕疵があったことにより、利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。

3 前 2 項の場合における乙の責任分担の割合は、甲と乙とが協議して定めるものとする。

4 前項の場合において、乙の行為又は管理により生じた損害は、甲の責めに帰すべき事由による場合を除き、乙が負担するものとする。

(原状回復)

第 34 条 乙は、指定管理業務の執行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により施設、設備又は物品を滅失し、若しくはき損したときは、速やかに原状に回復しなければならない。

2 甲は、乙が正当な理由がなく前項に規定する原状を回復する義務を怠ったときは、乙に代わって原状を回復するための適当な処置を行うことができる。この場合において、乙は、甲の処置に要した費用を負担しなければならない。

(指定管理業務の継続が困難となった場合の措置等)

第 35 条 乙は、指定管理業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかにその旨を甲に申し出なければならない。

2 甲は、乙の責めに帰すべき事由により、指定管理業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、乙に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができる。

3 不可抗力その他甲又は乙の責めに帰することができない事由により指定管理業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、甲と乙は、指定管理業務の継続の可否について協議するものとする。

(指定の取消し等)

第 36 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、条例第 22 条第 1 項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて、指定管理業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(1) 乙が第 10 条、第 11 条第 1 項、第 12 条又は第 15 条第 1 項の規定による報告書又は納税証明書を提出せず、第 13 条又は第 15 条第 2 項の規定による報告の求め若しくは調査に応じず、又は虚偽の報告をし、若しくは調査を妨げたとき。

(2) 乙が関係法令、条例及び規則又はこの協定に基づく甲の指示に従わないとき。

(3) 乙が第 16 条第 2 項又は前条第 2 項の規定による改善等を期間内にすることができなかつたとき。

(4) 乙が関係法令、条例及び規則又はこの協定の規定に違反したとき。

(5) 乙が次のいずれかに該当するに至ったとき。

- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定により、甲における一般競争入札等の参加を制限されている法人等
- イ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている法人等
- ウ 埼玉県から入札参加停止措置を受けている法人等
- エ 法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税等納付すべき税金を滞納している法人等
- オ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- カ 暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団の構成員等」という。)の統制の下にある法人等
- キ その代表者等(法人にあってはその役員(非常勤を含む。)及び経営に事実上参加している者を、その他の団体にあってはその代表者及び運営に事実上参加している者をいう。)が暴力団の構成員等である法人等

(6) 乙の経営状況の悪化等により、指定管理業務を継続することが不可能又は著しく困難であると認められるとき。

(7) 乙が、組織的な違法行為を行った場合など、乙に指定管理業務を行わせておくことが社会通念上著しく不相当と判断されるとき。

(8) その他乙に指定管理業務を行わせておくことが適当でないと認められるとき。  
(委託料の返還)

第37条 乙は、前条の規定により指定を取り消されたとき、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、甲の請求により委託料の全部又は一部を返還しなければならない。

(損害賠償等)

第38条 乙は、指定管理業務の執行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、条例第22条第1項の規定により指定の取消し等をされた場合において、甲に損失が生じたときは、その損失を補填しなければならない。

(施設等の引渡し)

第39条 乙は、指定管理者の指定の期間が満了し指定管理者として管理を行わなくなったとき、又は条例第22条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消されたときは、長瀬げんきプラザの施設、設備及び物品を甲の指定する期日までに、条例第23条第2項の規定に従い原状回復した上で甲に引き渡さなければならない。

2 甲は、乙が正当な理由がなく前項に規定する原状を回復する義務を怠ったときは、

乙に代わって原状を回復するための適当な処置を行うことができる。この場合において、乙は、甲の処置に要した費用を負担しなければならない。

(指定管理業務の引継ぎ)

第 40 条 乙は、指定管理者の指定の期間が満了し指定管理者として長瀬げんきプラザの管理を行わなくなったとき、又は条例第 22 条第 1 項の規定により指定管理者の指定を取り消されたときは、長瀬げんきプラザの管理が遅滞なく円滑に実施されるよう、後任の指定管理者その他その業務を引き継ぐ者に対して業務の引継ぎを実施しなければならない。この場合において、引継ぎの方法その他引継ぎに際し必要な事項については、別途協議するものとする。

2 乙は、前項に規定する引継ぎに要する乙の費用を負担するものとする。

3 第 1 項に規定する引継ぎにおいて、指定管理者の指定の期間が満了する日又は指定管理者の指定を取り消された日（以下「基準日」という。）の翌日以降の利用に係る利用料金は後任の指定管理者等の収入とし、基準日以前の利用に係る利用料金は乙の収入とする。

4 乙は、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、前項の規定により利用料金収入を後任の指定管理者等と清算しなければならない。

(協定の改定)

第 41 条 この協定の締結後、法令の改廃、不可抗力その他特別な事情が生じたときは、甲、乙協議して、この協定を改定することができる。

(年度協定)

第 42 条 この協定に定めるものの他、年度ごとに定めることが必要な事項については、別途締結する年度協定に定めるものとする。

(信義則)

第 43 条 甲と乙とは信義を重んじ、誠実にこの協定を遵守しなければならない。

(管轄裁判所)

第 44 条 この協定に関する訴訟の提起は、甲の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

(定めのない事項)

第 45 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその1通を所持する。

令和3年3月 日

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号  
甲 埼玉県

埼玉県教育委員会教育長

乙

## 別記 1

### 文書管理上の留意事項

#### (基本的事項)

第1 乙は、指定管理業務の実施に当たり作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（以下「文書等」という。）を正確かつ迅速丁寧に取り扱うとともに、常にその処理の経過を明らかにし、適正に管理しなければならない。

#### (文書等の管理基準)

第2 乙は、文書等を適正に管理するため、甲と協議の上、当該業務の性質、内容等に基づく文書等の管理基準を定めなければならない。

#### (文書等の保存期間)

第3 乙は、埼玉県教育局等文書管理規則第8条及び当該文書等の利用の頻度、保管場所のスペース、消滅時効等を勘案し、甲と協議の上、当該文書等の保存期間を定めるものとする。

#### (文書等の廃棄)

第4 乙は、当該文書等の保存期間が満了したときは、甲と協議の上、当該文書等の廃棄を決定するものとする。この場合において、乙は、破碎、溶解、焼却その他甲の認める方法により、当該文書等を廃棄しなければならない。

#### (文書等の引継ぎ)

第5 乙は、指定期間が終了したときは、速やかに、当該文書等のうち保存期間が終了していないもの又は甲の指示したものを甲又は甲の指定するものに引き継がなければならない。



## 別記 2

### 個人情報取扱特記事項

乙が指定管理業務を通じて取得する個人に関する情報（以下「個人情報」という。）の取扱いについては、この特記事項によらなければならない。

（利用目的の特定）

第1 乙は、個人情報を取り扱うに当たっては、指定管理業務の遂行に必要な範囲内において、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

（利用目的による制限）

第2 乙は、利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

（適正な取得）

第3 乙は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

（正確性の確保）

第4 乙は、利用目的の達成に必要な範囲内で、その取り扱う個人情報を過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

（安全確保の措置）

第5 乙は、その取り扱う個人情報の漏えい、滅失又は棄損の防止その他の個人情報の適切な管理に関する定めを作成するなど必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、前項の規定により定めを作成するなどの措置を講じたときは、甲に対し、その内容を報告しなければならない。

3 乙は、あらかじめ甲の承認を得た場合を除き、甲、乙協議の上定める期間、方法、内容等で乙が取り扱う個人情報の取扱状況を書面により甲に報告しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、甲は、乙が取り扱う個人情報の取扱状況について、必要に応じ報告を求め、実地に調査することができる。

5 甲は、乙に対し、前2項の規定による報告又は調査の結果に基づき、必要な指示をすることができる。

6 本協定書第18条第2項に定めるところにより、乙が指定管理業務の一部（個人情報の取扱いを含む場合に限る。）を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、乙は、この協定及びこの特記事項の趣旨にのっとり、その取扱いを委託され、又は請け負った個人情報の安全管理が図られるよう、委託を受け、又は請け負った者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（従事者の監督）

第6 乙は、指定管理業務に従事している者（以下「従事者」という。）に対し、埼玉県個人情報保護条例（平成16年埼玉県条例第65号。以下「条例」という。）第9条、第10条、第66条及び第67条の規定の内容を周知し、従事者から誓約書（別記様式）の提出を受けなければならない。

2 乙は、前項の規定により従事者から誓約書の提出を受けたときは、甲に対し、その写しを提出しなければならない。

3 乙は、その取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、従事者に対して、第5第1項により講ずることとした措置の周知及び遵守状況の監督その他必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（利用及び提供の制限）

第7 乙は、甲の承認ある場合を除き、その取り扱う個人情報を指定管理業務以外の目的のために自ら利用し、又は第三者に提供してはならない。指定管理業務を行わなくなった後においても、同様とする。

（提供を受けるものに対する措置要求）

第8 乙は、第7に基づき、その取り扱う個人情報を第三者に提供する場合において、甲と協議の上、必要があると認めるときは、その取り扱う個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めなければならない。

（複製等の禁止）

第9 乙は、その取り扱う個人情報が記録された資料等の複製、持ち出し、送信その他個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為をしてはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を受けたときは、この限りではない。

（資料等の引渡し等）

第10 乙は、指定管理業務を行わなくなった場合には、その取り扱う個人情報が記録された資料等を速やかに甲又は甲の指定する者に引き渡さなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 前項に定める場合のほか、乙は、甲の承認を受けたときは、甲立会いの下に、その取り扱う個人情報が記録された資料等を廃棄することができる。

（安全確保上の問題への対応）

第11 乙は、その取り扱う個人情報の漏えい等安全確保の上で問題となる事案が発生した場合は、直ちに甲に対し、当該事案の内容、経緯、被害状況等を報告し、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置に関する甲の指示に従わなければならない。

2 乙は、事案の内容、影響等に応じて、その事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る本人への対応（本人に対する適宜の手段による通知を含む。）等の措置を甲と協力して講じなければならない。

(苦情処理)

第12 乙は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

2 乙は、苦情を受けたときは、直ちに甲に報告しなければならない。

(埼玉県個人情報保護条例の適用等)

第13 乙は、条例第2条第9項の個人情報ファイル(条例第13条第2項第1号から第11号に掲げる個人情報ファイルを除く。)を作成するときは、あらかじめ、甲に対し条例第13条第1項各号に掲げる事項に準ずる事項を通知しなければならない。通知した事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 乙は、前項に規定する事項を通知した個人情報ファイルについても、その取扱いをやめたとき、又はその個人情報ファイルが条例第13条第2項第9号に該当するに至ったときは、遅滞なく、甲に対しその旨を通知しなければならない。

(損害のために生じた経費の負担)

第14 指定管理業務の実施に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害(第三者に及ぼした損害も含む。)のために生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、その損害が甲の責めに帰する事由による場合は、その損害のために生じた経費は、甲が負担するものとする。

※ 第6でいう「従事者」とは、指定管理者の組織内において、指定管理者の指揮命令系統に属し、指定管理業務に従事している者すべてが含まれる。いわゆる正規職員・社員等に限られず、又、指定管理者と雇用関係にあることは要件ではない。すなわち、いわゆるアルバイトや派遣労働者、法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。)の代表者又は法人若しくは人の代理人も含まれる。

(別記様式)

## 誓約書

私は、長瀬げんきプラザの指定管理業務に従事するに当たり、その業務を通じて取り扱う個人に関する情報に関し、埼玉県個人情報保護条例（平成16年埼玉県条例第65号）第9条（安全確保の措置）、第10条（従事者等の義務）、第66条及び第67条（罰則）の規定の内容について、下記の者から説明を受けました。

私は、長瀬げんきプラザの指定管理業務に従事している間及び従事しなくなった後において、その業務を通じて取り扱う個人に関する情報について、埼玉県個人情報保護条例の関係規定が適用されることを自覚し、県民の福祉を増進する目的をもって県民の利用に供されるべき長瀬げんきプラザの指定管理業務の従事者として誠実に職務を行うことを誓います。

## 記

説明した者

埼玉県立長瀬げんきプラザ指定管理者〇〇〇〇（指定管理者の名称）

〇〇〇（指定管理業務に関する総括責任者の役職名） 〇〇〇〇（氏名）

令和 年 月 日

氏名

印

## 別紙 1

### 指定管理業務に関する仕様書

#### 1 青少年の健全育成に関する業務

- (1) 青少年の自然体験活動に関する事業の企画・立案と指導  
自然体験活動を中心とした事業を実施し、青少年の健全育成を図る。
- (2) 集団宿泊活動、キャンプ活動の指導、助言  
集団での宿泊活動、野外活動を通じて、自立心や協調性、社会生活に必要な基本的習慣を身につけさせるよう指導する。
- (3) 学校等と連携した活動の指導、助言  
小・中学校等と連携し、教育課程に基づく学習活動として来所する児童・生徒等に対する指導、助言を行う。

#### 2 県民の生涯学習の振興に関する業務

- (1) 県民の生涯学習活動に関する事業の企画・立案と実施  
自然体験活動などを中心とした事業を実施し、生涯学習の振興に努める。
- (2) 県民の生涯学習活動に関する支援  
県民が、げんきプラザを利用して活動を行う際に、助言、支援に努める。
- (3) 県民の野外体験活動等に関する支援  
宿泊をはじめとした野外体験活動や研修を行う際に、必要な相談、支援を行う。

#### 3 利用者の受入れに関する業務

- (1) 利用の予約受付、利用の案内、相談
- (2) 利用許可申請書の受理及び許可書の交付等、許可・承認に関する事務
- (3) 各施設の利用指導及び案内、宿泊者に対する宿直業務（夜間対応）
- (4) 利用者に対する食事の提供、リネン類の貸出

#### 4 利用に係る料金の収受に関する業務

- (1) 利用料金の収受及び還付業務
- (2) 食事、リネン類などの実費負担分の料金徴収  
なお、実費負担分の収入がその実施に要する適正な経費と均衡すると見込まれるものであること。

#### 5 長瀬げんきプラザ施設の維持管理に関する業務

- (1) 敷地内（10,483㎡）の良好な管理（植栽、自然探索道、駐車場等含む。）
- (2) 施設（建築物・工作物・野外施設）及び物品類の小破修繕等維持管理
- (3) 防火設備、空調給湯設備、上下水道設備等の保守点検・法定検査

- (4) 警備・清掃・衛生管理（上下水道施設、旅館業法等に基づく管理、廃棄物処理等含む）
- (5) 本協定書第28条に定める物品の使用については、無償貸与とする。

## 6 その他の業務管理に関すること

### (1) 管理体制の整備

職員を適正に配置し、管理体制を整備するとともに、法令等に従い適切な労務管理を行うこと。

### (2) 職員研修の充実及び安全な体制の確保

利用者に対する接遇、個人情報管理、危機管理等に関する職員の研修・教育を随時行い、利用者サービスの向上と、災害及び急病人発生時の対応に努めること。また、AEDの適切な配置などを加え、安全な体制を確保すること。

### (3) 利用者拡大

広報活動（ホームページの開設を含む）を充実し、魅力ある自主事業の企画やプログラムの開発を行い、利用者拡大に努めること。

### (4) サービス向上

モニタリングや運営委員会の意見聴取、自己評価の実施等により、常に良好な管理とサービス向上のための業務の改善を行い、管理目標の達成に努めること。

### (5) 公の施設の業務管理

埼玉県が設置する公の施設の指定管理者として業務管理全般に万全を期すこと。

### (6) 県への報告等

県が行う議会への報告や各種統計・調査及びげんきプラザ間の連絡調整のための会議等への出席について、協力すること。

### (7) 事業計画書及び事業報告書

本協定書第9条に基づく事業計画書を提出するに当たり、収支予算案における自主事業収入（自主事業参加費、給食等負担費）と自主事業運営費（自主事業開催費、給食等運営費）については、それぞれが適正な金額であること及び両者が均衡することを確認できるように、それぞれの積算根拠を提出すること。

また、本協定書第11条に基づく事業報告書を提出するに当たっては、収支予算案の各項目に対する収支状況（決算額）及びその詳細な内訳を示すこと。

### (8) 地震等対応

長瀨町で震度5弱以上、又は埼玉県内で震度6弱以上の地震があった場合には、職員自身の安全確保に留意の上、できるだけ早く施設に参集し、人的被害、施設被害を確認して、その状況を生涯学習推進課に報告すること。

なお、長瀨げんきプラザは、長瀨町地域防災計画において避難所に指定されているため、指定管理者は長瀨町との覚書に従い、適宜協力すること。

## 別紙 2

## 施設の改築及び修繕等の実施及び費用負担区分

## 【実施区分】

区分	項目	内容	実施区分		実施区分の考え方
			甲	乙	
建物	改築又は大規模修繕 資本的支出及び見積額 250万円以上の修繕	躯体、基礎軸 組、鉄骨部 分、小屋組等 の取替	○		建築基準法施行令第1条に規定する「構造耐力上 主要な部分」については、所有者である甲が管理 すべきものであるため、必要に応じて甲が行う。
	見積額250万円未満 の修繕			○	本来の効用持続年数を維持するための業務として 乙が実施する。
構築物	新設等				基本的に構築物での新設等は考えていないが、必 要に応じ甲乙で協議する。
	資本的支出及び見積額 250万円以上の修繕		○		
	見積額250万円未満 の修繕			○	本来の効用持続年数を維持するための業務として 乙が実施する。
機械装置	新設等				基本的に機械装置単独での新設等は考えていない が、必要に応じ甲乙で協議する。
	資本的支出及び見積額 250万円以上の修繕		○		
	見積額250万円未満 の修繕			○	本来の効用持続年数を維持するための業務として 乙が実施する。
工具器具備品	購入			○	げんきプラザの管理運営上必要なものの購入であ るため、乙が実施する。なお、乙が委託料で購入 するものは甲の備品とする。
	資本的支出となる修繕		○		
	上記以外の修繕			○	本来の効用持続年数を維持するための業務として 乙が実施する。
上記以外の建物、構築物、機 械装置、工具器具備品の改 築・改造等		いわゆる「模 様替え」等		○	乙が委託料以外の費用により、サービス向上や効 率的な管理運営のため、改築等した部分について の権利を将来にわたって主張しないことが条件。
<p>基本的考え方</p> <p>※1 原則として、本体の効用持続年数を維持するために必要な限度の維持修繕（小修繕：見積額250万円未満のもの等）は、施設の管理に付随するものであるため、乙が実施し、それ以外は甲が実施する。</p> <p>※2 乙は、建物の改築又は修繕、構築物の新設等又は修繕、機械装置の新設等又は修繕及び備品の購入に当たっては、原則としてあらかじめ甲と協議し、承認を受けなければならない。</p>					

**【費用負担区分】**

実施区分と同様とし、埼玉県（甲）、指定管理者（乙）それぞれが費用を負担するものとする。ただし、天災その他不可抗力による建物等の損壊復旧に係る費用の負担については、甲、乙協議する。



### 別紙 3

#### 乙が契約を締結すべき保険

乙は、指定の期間中、次の保険契約を締結するものとする。なお、保険契約については、1年ごとに更新する場合も可能とする。

##### 施設賠償責任保険

- (1) 保険契約者 — 乙
- (2) 被保険者 — 乙
- (3) 保険の対象 — 長瀬げんきプラザにおける法律上の賠償責任
- (4) 保険期間 — 指定管理の期間中更新し続けるものとする。
- (5) 補償額 — 対人：1名当たり1億円以上、1事故当たり10億円以上  
対物：1事故当たり1億円以上
- (6) 免責金額 — なし

※ 補償額については、最低の条件である。

## 資料 9 - 2

### 令和 年度埼玉県立長瀬げんきプラザの管理に関する協定書（案）

埼玉県（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）とは、令和 年 月 日付けで締結した「埼玉県立長瀬げんきプラザの管理に関する基本協定書」第 4 2 条の規定に基づき、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定書は、令和 年度における長瀬げんきプラザの指定管理業務の実施に当たり、必要な事項を定めるものとする。

（協定の期間）

第 2 条 この協定の期間は、令和 年 4 月 1 日から令和 年 3 月 3 1 日までとする。

（委託料）

第 3 条 令和 年度の委託料は、金 円（消費税及び地方消費税相当額 円を含む。）とする。

2 委託料の支払は、甲、乙協議の上作成する支払計画書に従い、乙の請求に基づき、甲が支払うものとする。

（委託料の額の変更）

第 4 条 委託料の額を変更すべき特別な事情が生じた場合には、その都度、甲、乙協議の上定めるものとする。

（事業計画等）

第 5 条 乙は、別紙に定める事業計画等に基づき、令和 年度における指定管理業務を行わなければならない。

2 乙は、甲の承認を得なければ、前項に規定する事業計画等を変更することができない。

（協定の改定）

第 6 条 この協定の締結後、法令の改廃、不可抗力その他特別な事情が生じたときは、甲、乙協議して、この協定を改定することができる。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその 1 通を所持する。

令和 年 月 日

甲

乙

様式 1

埼玉県立長瀬げんきプラザ指定管理者指定申請書

年 月 日

埼玉県教育委員会 殿

申請者 主たる事務所の所在地

名 称

代表者氏名

印

指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

様式 2

指定管理者の指定に係るグループによる申請書

- 1 埼玉県立長瀬げんきプラザに係る指定管理者の募集に、下記のとおりグループで申請します。

[グループの名称]

---

- 2 下記の者を代表者と定め、次の権限を委任します。

[代表者]

---

記

1 グループ構成員

代表者	所在地	
	法人等名	
	代表者氏名	
	電話番号	
構成員	所在地	
	法人等名	
	代表者氏名	
	電話番号	
構成員	所在地	
	法人等名	
	代表者氏名	
	電話番号	

2 代表者への委任事項

- (1) 埼玉県立長瀬げんきプラザの指定管理者申請関係書類の作成及び提出に関する事項  
 (2) 指定管理者候補者選定に関する面接審査への出席に関する事項

法人等名  
 代表者氏名 印  
 法人等名  
 代表者氏名 印  
 法人等名  
 代表者氏名 印

※構成員の数により行数は調整してください。

※「グループの協定書又はこれに準ずる書類」(任意様式)を添付してください。

### 様式 3

## 重大な事故又は不祥事に関する報告書

年 月 日

埼玉県教育委員会 殿

申請者の主たる  
事務所の所在地  
法人等の名称  
代表者の氏名

埼玉県立長瀬げんきプラザの指定管理者の指定を申請するにあたり、令和2年7月7日から起算して過去5年間に生じた重大な事故又は不祥事について、次のとおり報告します。

- 1 重大な事故又は不祥事の有無
- 2 発生年月日、発生場所、事件又は不祥事の別及びその概要
- 3 発生時の対応及び帰責事由の有無
- 4 発生後の対応、策定した再発防止策の内容及び役職員への周知状況
- 5 現在の状況（紛争継続の有無等）

※ 重大な事故又は不祥事とは、募集開始の日から起算して過去5年間に、申請する団体等（グループ申請の構成団体を含む。）の役員又は職員に生じた次のものを指します。

・ 重大な事故又は不祥事の定義

- (1) 他の団体における指定管理者業務に係る指定の取消し、業務停止命令を受けた場合
- (2) 国、地方自治体における入札参加停止措置を受けた場合
- (3) 役員及び従業員において重大な事故または不祥事\*があった場合

\*「埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱」第3条に基づき指名停止を行う要件に該当するもの

※ なお、対象となる応募団体の役員又は職員には、契約社員、派遣社員及び日々雇用職員等の非正規雇用による職員を含みません。

様式 4

誓 約 書

年 月 日

埼玉県教育委員会 殿

所 在 地

名 称

代表者氏名

印

当社は、埼玉県立長瀬げんきプラザ指定管理者の申請を行うに当たり、下記の事実に該当しないことを誓約します。

記

- (ア) 地方自治法施行令第167条の4の規定により、一般競争入札等の参加を制限されている法人等
- (イ) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている法人等
- (ウ) 埼玉県から入札参加停止措置を受けている法人等
- (エ) 法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税又は地方消費税を滞納している法人等
- (オ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- (カ) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある法人等
- (キ) その代表者等（法人にあってはその役員（非常勤を含む。）及び経営に事実上参加している者を、その他の団体にあってはその代表者及び運営に事実上参加している者をいう。）が暴力団の構成員等である法人等

## 様式 5

### 埼玉県立長瀬げんきプラザの管理運営に関する事業計画書

※提出年月日

※法人等名

- 1 指定管理業務を行うに当たっての基本方針
- 2 長瀬げんきプラザの現状認識と将来展望等
- 3 管理執行体制
- 4 自主事業計画、資料 7-2 及び資料 7-3 による自主事業提案
- 5 利用者の指導、助言、支援に関する基本方針
- 6 利用者の受入れに関する方針と対処方法
- 7 利用料金等の收受方法
- 8 施設設備の維持・管理に関する計画
- 9 利用者等のニーズの把握及び実現策
- 10 接遇の向上策と利用者のトラブルの未然防止と対処方法
- 11 個人に関する情報の取扱いについての基本方針
- 12 危機管理に対する方針
- 13 長瀬げんきプラザの管理運営に係る令和 3 年度収支予算案
- 14 5 年間の計画
  - (1) 利用人員予測
  - (2) 収支計画
  - (3) 利用料金に関する考え方
- 15 事業運営を自ら評価する「自己評価制度」

※用紙サイズはA 4 判とし、文字フォント及びページ数については、特に指定しません。フラットファイル等で、正本・副本 1 部ごとに製本してください。

様式 5 - 2

長瀬げんきプラザの管理運営に係る令和3年度収支予算案

(単位：千円)

	項目	金額	内訳
収入	1 県委託料		
	2 利用料金収入		
	3 自主事業収入		
	自主事業参加費		
	給食等負担費		
	収入合計		
支出	1 人件費		
	職員数	常勤 人	
	人	非常勤等 人	
	2 施設管理費		
	光熱水費		
	修繕費		
	維持管理費等		
	3 広報費		
	4 運営事務費		
	印刷費		
	消耗品		
	通信費		
	保険料		
	賃借料		
	5 自主事業運営費		
	自主事業開催費		
	給食等運営費		
支出合計			
収支差引			

※ この様式に準じて作成してください。

「内訳」については、適宜別紙（任意様式）とするなど、できるだけ詳細に記入願います。

※ 収入の「3 自主事業収入（自主事業参加費、給食等負担費）」と支出の「5 自主事業運営費（自主事業開催費、給食等運営費）」については、それぞれが適正な金額であること及び両者が均衡することを確認できるように、それぞれの積算根拠を提出すること。



様式 5 - 3

5年間の収支計画

(単位：千円)

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
収入	1 県委託料					
	2 利用料金収入					
	3 自主事業収入					
	自主事業参加費					
	給食等負担費					
	収入合計					
支出	1 人件費					
	職員数	常勤 人				
	人	非常勤等 人				
	2 施設管理費					
	光熱水費					
	修繕費					
	維持管理費等					
	3 広報費					
	4 運営事務費					
	印刷費					
	消耗品					
	通信費					
	保険料					
	賃借料					
	5 自主事業運営費					
	自主事業開催費					
給食等運営費						
支出合計						
収支差引						

※ この様式に準じて作成してください。

※ 収入の「3 自主事業収入（自主事業参加費、給食等負担費）」と支出の「5 自主事業運営費（自主事業開催費、給食等運営費）」については、それぞれが適正な金額であること及び両者が均衡することを確認できるように、それぞれの積算根拠を提出すること。

## 様式6（記入例を含む）

### ○委託予定業務一覧

委託を予定している業務について記載してください。このうち、県が指定する業務については、委託業務開始前にあらかじめ県から文書により承認を受けていただきます。

業務区分名	業務名	業務内容	委託を行なう理由	委託先選定方法、選定期間、選定方法の考え方
施設保守点検業務	ボイラ-等運転業務	給湯用、暖房用のボイラ-、冷凍機の運転及び保守委託業務	免許及び専門的な知識を要する業務のため	指定管理業務開始前に、一般競争入札により価格が最も低い者を選定する
	消防設備保守点検	消防設備の法定点検業務	免許及び専門的な知識を要する業務のため	指定管理業務開始前に、施設所在の市の業者の中から、指名して価格が最も低い者を選定する
	音響設備保守点検	大型音響機器の保守業務	専門的な知識を要する業務のため	指定管理業務開始前に、系列会社を選定する

区分例：施設保守点検業務、清掃業務、警備・案内、企画・計画業務、庶務事務等。

- ・業務名ごとに業務内容等を記載する。
- ・未確定の場合は、業務区分ごとに、業務内容等を記載する。
- ・指定管理業務開始前の場合は、県から指定する業務については、「業務名」ごとに記載させる。

様式 7

募集要項の内容等に関する質問書（県立長瀬げんきプラザ）

法人等名

担当者名

連絡先：電話

：ファックス

：電子メール

質問項目	質問内容